

第 62 回「上海 IPG」会合

日時：2013 年 1 月 17 日（木）14：00～18：00

場所：上海龍之夢大酒店 4 階 Ball Room A

「上海 IPG ピックアップ講座」

【テーマ①】 「2012 年度特許WG活動報告」

【講 師】東麗繊維研究所（中国）有限公司 知識産権部 部長 柳田 俊一氏

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ピックアップ講座の前半は、特許 WG の活動です。非常に活発に活動されていますし、最近先使用権のアンケートを皆様にお配りさせていただきました。その報告も兼ねております。後半は、職務発明です。これも皆さんから質問が多いところで、またパブリックコメントが出たんです。それがどんな影響があるのか、全体会合入る前、約 1 時間ほどでご説明しようと思います。

前半は柳田様からお話をさせていただきます。それでは柳田様よろしく願いいたします。

○東麗（中国）投資有限公司 柳田氏

特許 WG の東レの柳田と申します。今日はグループ長のニフコの土谷様が都合により来られないということで、副グループ長の私の方から、2012 年度の特許 WG の活動についてご報告させていただきます。

WG のメンバーです。ここにございますように、昨年 4 月に活動を開始した時にはまだ 9 社でしたが、昨年 12 月には増えまして、ここにある企業で活動を行っております。業種としては多岐に渡っております。化学、繊維、材料、製薬、機械とかです。満遍なく業種が分散しているという状況です。

2012 年度の活動ですが、当初は大きく 4 つの活動をあげました。一つは意匠です。意匠に関しては、第三次専利法の改正ということがございました。その際に、意匠についての改正もございました。その改正を受けて、どうやって対応していけば良いのかということを検討しようということで、テーマとして加えました。

そして先使用権です。これはここにいらっしゃる多くの企業の方もご興味があるかと思えますけれども、例のブラックボックス化の一つの手法として先使用権がある訳ですが、これは具体的にどういう手続きで行っていくのかということを検討してみようということで、活動を始めました。

それから技術輸出入管理条例の実務的留意点です。中国と日本の間で、技術輸出入管理条例というものが関係してくるのですが、それをどうクリアしていくかの部分について、検討するというところで始まったものです。

それから最後、これは結局、中止になったんですけども、審査官とフランクに審査の実務とか、そういうことを意見交換できないかということで私が提案したのですが、実際にやろうとすると色んな問題が生じてきまして、難しいなということで、これに関しては中止になりました。

昨日、意匠と先使用権という二つのテーマについて、ここにいらっしゃる IPG の企業の方々にアンケートを行いました。今日は、その結果について 20 分程度ですけれども、ご報告いたします。資料の方が多いので駆け足になるのかもしれませんが、ご容赦ください。

まず意匠の実務というテーマで、最終的に IPG 関連企業 33 社から回答をいただきました。その結果をまとめております。回答企業の業種ですが、電器、電子、化学、薬品というふうに、満遍なく色んなところから、もちろん意匠の実務に係る企業

ということにはなりますが、回答をいただいております。

「法改正により影響が大きかった改正内容は？」という質問に対して、一番多かったのは、改正に関係する例の類似出願が始まったことに関して、非常に興味を持っているという会社が半分近くありました。それから、これも改正点に関係するわけですが、意匠の簡単な説明をどう書くのかというところで、7社が興味をもたれているという状況です。

それから「今回の改正を受けて意匠出願実務で困ること、不明なことということ」という問いに関して、このように幾つかの回答をいただいております。意匠の簡単な説明をどのように記載していけば良いのかが、まだ実務としてよく分からないということです。それから意匠で権利行使した場合に、その記載がどのような影響を受けるかということです。当然、法改正が始まったところですから当然のところもありますけれども、この影響が分からないということです。

中国には部分意匠制度がありませんが、日本の部分意匠制度を主張して中国に出願するというような場合です。できるのかどうか、やる場合にはどうやったら良いのかというところについての疑問点がありました。それから中国の実務で秘密意匠制度が無いとか、色々な問題について今困っているという意見が寄せられています。

意匠が無審査で登録されるわけなのですが、その結果、権利の争いになった時に無効審判ということになります。「無効審判の手続きで困ることや不明なこととして、どのようなことがありますか？」という質問に対する答えです。これは意匠に限らず言えると思いますが、公示文献の発効日の立証が難しいという意見、それから実際に無効資料として使う時にその適用基準がどうなっているのか、それからこれは中国の特徴かもしれませんが、無効審判を請求した場合に挙証責任が非常に大きいなどの意見が寄せられました。

今度は訴訟です。「権利行使の際に困ること、不明なことはどのようなことでしょうか？」という問いに対する回答です。意匠の類似範囲が分かりにくいという回答がありました。判例が元々少ないですし、全てが公開されているわけではないという状況もありますから、その類似範囲が分かりにくいという回答です。それに絡んでですが、多くの判例に接することのできる方法等があれば知りたい、権利の幅が狭く救済手段とはならない、中国では過去の判断や判例があったからといって必ずしもこれが通用するわけではない、なので過去の知見を生かしてどうだということが言いにくい、という意見等がございました。

意匠の調査ということでは、「他社の意匠権をどのように調査していますか？」という問いです。半分以上の会社が使っているのが、特許庁のサイトでした。それからCNIPR等で意匠権を調査しているということです。それに次ぐ数として、外注、特許事務所などを使って調査しているということです。そしてそれ以外のデータベースというところが多く回答されています。

「意匠の調査に際して、困ること不明なことは？」という問いですが、この意匠のデータベースでの検索というのが、意匠の分類であるロカルノ分類だけであって、その対象が非常に膨大になってくるという問題です。それから意匠だけに限らないかもしれませんが、サイトに繋がらない・遅いという問題。それから中国語でのキーワードというのがそれだけで十分なのかという問題。他にも適切なキーワードがあるのかどうかというところに自信が持てないということです。それからデータベースに漏れがあったりとか、外注の場合の信頼性に疑問があるという意見が寄せられています。

「全体についての不明点や意匠制度に対する要望は？」ということで、先ほども触

れましたが、日本から部分意匠制度に基づく優先権を主張した場合の取扱いがまだよく分からない。それから、当たり前の形状など、そのようなものについて意匠出願した場合、その有効性の判断というもの。それから図面の詳細な説明の記載の仕方・ルールが明確ではないという意見が寄せられています。意匠のアンケートについては以上で終わります。

意匠、これから説明する先使用もそうなのですが、このアンケートの結果も含めて最終的には報告書の形でまとめる予定です。今の説明で十分理解できなかったこと等は、報告書で後日確認していただければと思います。

次に先使用権です。これも同じく中国の IPG の会員企業からアンケートをいただきました。43 社から回答をいただきました。まず回答企業の業種ですが、これも電器、化学が一番多くなっていますが、機械、自動車という会社も含まれております。

「中国で先使用権立証の証拠保全手続きをしたことがありますか？」という質問です。これに対しては約五分の一の企業が「ある」という回答でした。逆に言うとそれ以外のところがまだ実施していないと、ただ実施していなくても興味を持っている会社は私どもも含めて多いのかなと思っています。

先ほどの質問で「先使用権立証の証拠保全手続きをしたことがない理由は何ですか？」という問いの結果です。これは複数回答可ということです。一番多いのが 6 番の理由で、先使用権で保護される範囲が狭すぎる、或いは先使用権で保護される範囲が不明確であるということです。法律の運用でもどうなるのか、裁判でどこまで使われるのかというのは確かに不明なところがありますので、そういうところに不安を持っているために先使用権の証拠確保・証拠保全を行っていないという会社が約 30% でした。それ以外では、7 番、先使用権で保護すべき技術がないということです。あとは 2 番、どのような証拠を保全すれば良いのかが分からない。これは、今後この場で経験とか知識を身につけていただければ色々な知見が溜まってくるのではないかと思います。

「先使用権立証の証拠保全手続きをしたことがあるという場合に、どのような手続きを行いましたか？」という質問です。一番多かったのが、公証人或いは弁護士による先使用権立証の保全を行いましたというもので、約四分の三ありました。それ以外にタイムスタンプ、電子認証と呼ばれているものです。これによって電子データの状態で証拠保全が出来るので、これを活用しているという回答が約 1 割ございました。

それから先使用の手続きを行ったという会社に対して、「何回行いましたか？」という質問を行いました。1 回～2 回が 6 割近くと一番多かったです。逆に 6 回～10 回が 33% ということで、活用されている会社というのは非常によく活用しているのかなという結果が見て取れると思います。

「実施技術のうち、どの範囲について証拠保全の手続きを行ったか?」、つまり自分のところで作っている全ての製品について行ったのか、それともピックアップして証拠保全を行ったのかという質問です。7 割近くが重要な製品に関する技術のみについて行ったということでした。しかし 3 割の企業は、全ての製品について証拠保全を行っているということでした。

「どのような技術について、証拠保全の手続きを行うべきと考えますか?」という質問です。これに関しては先ほど申しました、ブラックボックスということがキーワードなるかと思いますが、出願せずに秘匿している技術のうち重要なもの、それから製造方法とかノウハウ、プロセス関連、そのようなものは証拠保全の手続きを行うべきと考えているということです。

先ほど少し触れました電子認証です。タイムスタンプを利用したことがあるという会社が約1割ありましたが、その目的に関する質問です。「主に先使用の証拠確保のメインとして使っていますか、それとも補助的な手段として使っていますか？」という質問です。これに関しては、メインは公証人を使った認証での先使用の証拠保全ですが、それを補完する目的で利用しているというのが、全ての方の回答でした。

「認証、証拠保全を誰に依頼したか？」という点では公証人でした。公証人に弁理士、弁護士が付いてきて公証するという場合がありますが、その場合は公証人を使ったということで1の回答にして下さいと言っていますので、その点で必ず公証人が入っているという証拠保全のやり方でした。

更に具体的に踏み込んだ質問になっているのですが、「証拠保全を行った場所はどこですか？」という質問です。これは江蘇省、上海市が一番多かったです。やはり証拠保全をやるとすれば、生産工場になってくるかと思いますが、そういったところが非常に多く存在している場所ということでこういう形になるのかなと思います。

どこの公証人を使うかという話です。先ほど江蘇省で証拠保全手続きをやるということでしたが、それでは公証人はどこかということになると、やはり上海市の公証人を使っているところが7割近くです。北京を使っているというのも1割近くあります。

「証拠保全場所と公証人の場所が異なる場合、その理由は何ですか？」という質問です。先ほどのように江蘇省で上海市の公証人を使うという場合もあるかと思いますが、その理由は何ですかという質問に関して、弁護士が自身の地元公証人を選定したとか、或いは経験・実績がある特許事務所と公証人を選んだ結果、上海の公証人を選定したという具体的な事例になるかと思いますが、ですので公証人の実績とか、或いは公証人と一緒に来る弁護士・弁理士の信頼関係のある公証人、そういう理由で選んでいるのかなという感触です。

「証拠保全、1回やる時にどれくらい時間をかけましたか？」という質問です。色々ばらつきはありますが、大体半日、多くて二日という感じです。ただ実際に公証人が来てやる時間はそれなりだとしても、準備段階でかかっている時間というのも含めるともう少し長いと思います。

それから費用です。「証拠保全1回当たりに要した費用は？」ということで、公証人の時給が1日これくらいという感じです。これが一つの参考になるかなという感じです。これに時間がかかればより費用がかかってくるということです。

「証拠保全でどのような資料を保全しましたか？」という質問では、やはり工場の製造プロセスの証拠保全が多いと思いますので、それに関連する資料になっています。製造条件書、設備のレイアウト図、納品書などです。これは日本でやる場合とあまり変わらないと思います。

生産量を示す資料です。中国での先使用の問題点として、生産量の拡大というのが認められないということがありますので、生産量を示す資料が非常に重要になってくるわけですが、「それを示す資料として何を使いましたか？」という質問です。これに対してプラント建設の許可証、それから生産能力を示すデータとしてプラントフル生産時の運転データ、それから設備・レイアウト図などの書類をそろえたという回答がありました。

「保全した証拠をどういう媒体に保存しましたか？」という質問です。紙かDVDに保存したということです。それ以外にもSDカードなどの電子媒体も使っているということです。

それから証拠は最終的に封印する形になるかと思いますが、それを「どのような形

で封印しましたか？」という質問です。公証人が資料・サンプルを事務所に持ち帰って封筒に封印ということです。保管するのは公証事務所であったり工場であったり、両方であったりという場合があります。必ず封印して、日付を入れるところもあるという形です、

「その証拠はどれくらいの期間、どこに保管する予定ですか？」という質問です。これも色々パターンがあります。中国の会社の中国事務所に永久に保存する、それから手続きをやってもらった公証事務所、弁護士事務所に保管してもらう、或いは証拠保全をやった現地の工場内に保存する、或いは日本にも保存するという回答もありました。

そのような証拠保全をやってきてはいるのですが、まだそれを裁判で使用したことは無いというのが質問に対する回答です。そういう証拠を今、着々と準備しているという状況です。

中国における先使用の証拠保全というのは、日本における確定印付による証拠保全よりも手間がかかります。その一方で抗弁権として裁判で認められるかということも必ずしもそうではないところが多いです。それでも先使用権をやっているという会社が結構ございました。それはなぜですか？という質問です。それに対する回答ですが、ノウハウ・技術を出願してしまうと公開されてしまうというリスクがあります。そういうところも考えますと、やはり先使用の証拠保全というのは必要だということです。いくら裁判で認められるかどうか分からないと言いつつも、準備だけはしておく必要があるという意見です。また、ノウハウの漏洩リスクが高いということで防衛しておくという意見でした。それから、自社出願だけでは保護されていない技術、ノウハウとして秘匿する技術を証拠保全でやっているということです。やはりプロセス関連のような方法、ノウハウが主な対象になってくると思います。それから抗弁権として認められる可能性があるということはあると思います。それがあれば、やらないよりはやっておいた方が良くという考え方です。それから工場では実際に出願はできない、でもノウハウは沢山あるということも必要だという意見です。

それ以外に、「先使用権の証拠保全以外の目的で公証手続きを行った事例がありますか？」という質問です。つまり先使用権以外で公証手続きはどう使い道があるのか、という質問です。一つは裁判で使う目的です。それからノウハウの所有証明という回答がありました。

以上で、意匠と先使用権のアンケートのご報告は終わります。ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

どうもありがとうございました。皆様にご協力いただいたアンケートを、まとめて皆さんにフィードバックしたという形になっています。特許 WG は毎月第三火曜日の午後開催しております。このようなテーマにご関心があれば、事務局の方へ言っていただければ、参加申し込みは大歓迎ということでやっていますので、ぜひご参加いただければと思っております。

続きましてもう一つのテーマでございます「職務発明条例及びその対応」と題しまして、上海金天知識産権代理有限公司の夏様からお話いただきます。それでは夏様、よろしく願いいたします。

【テーマ②】「職務発明条例及びその対応」

皆様こんにちは。上海金天の夏です。本日は職務発明条例について皆さんにご紹介させていただきます。時間の関係で詳しく説明することはできないけれども、5項目の中で皆さんが一番関心を持っている内容と対応については詳しくご紹介させていただきます。と思っております。

日本企業が進出するにあたって、徐々に現地生まれの発明が出てきています。その中で現地の職務発明というものの取り扱い方は、すごく重要になっています。今まで中国の専利法、そして実施細則に基づいて、一部の企業はすでに職務発明について社内でも色々規定をしています。そして発明者、或いは従業員との間に契約を締結していると思えます。

しかし、今年の 11 月頃、中国の国家知識産権局から職務発明条例の草案が出されました。今年の 12 月にパブリックコメントの募集がされました。すでに募集は終わりましたが、まだいつ正式に公開されるかは分かっていません。その背景についてはここに書いてあるように、国家戦略などに基づいて作成したということです。

そしてなぜこういうものを出すかということ、やはり今まで専利法と実施細則の規定に基づく、色々問題があったためです。原則的なことしか決めていなくて、具体的にどういう風に運用するかということ、特に柔軟な運用が難しいということが今まで問題になっていました。

また専利法に規定しているものなので、特許、実用新案、意匠に関連するものについては職務発明として取り扱うということになってはいますが、知的財産権の中で植物新品種、コンピューターのソフトウェアなどについては、職務発明がどう取り扱うという規定が今まで全く無かったので、今回はそれを明確化しました。

もう一つは今までの運用上の問題です。原則的な規定はあるけれども、発明者と事業体の関係は明確にされていなくて、今の規定だと事業体側に有利じゃないかというようなことでした。具体的に発明が生まれた時に本当に発明者に対して奨励や報奨を行っているかどうか、或いはいつ出願や実施をするか、実施の収益はどういう風に発明者に知らせるかということ、これを明確にしていなかったため、一部の企業はそういうことを無視して、これは多分日系企業はやらないけれども、一部の中国企業では発明者の利益を無視して、実施、奨励、報酬を全く知らせずにやってきたということで問題になったということです。

そのために今回この職務発明条例を出すということで、まず制度を明確にさせること、そして運用の手順・規定を補完させること、更に法律違反、条例違反があった場合はどういう形で救済できるかということ、これを明確にしました。

原則としてはこの三つです。一番目は職務発明の奨励です。二番目は権利と義務を均衡させるという原則です。今までのように、権利があって義務があまり無い、或いは義務があって権利があまり無いという状況の中で、事業体と発明者の権利・義務に何があるかを明確にしました。更に今までの法律の中では取り決めがあってそれに従って運用してきましたが、ただ最低保障については規定が無かったので、今回は二つを原則にしました。

条例の構成はここに書いてあるように、全部で 46 条までありますけれども、具体的には権利の帰属、報告と出願、奨励と報酬という内容になっています。具体的に皆さんが関心を持っていると思われる内容がありますので、いくつかご紹介させていただきます。

まず発明の権利帰属についてです。事業体と発明者は、事業体業務に関連する発明

の権利帰属について取り決めることができる、と規定されています。これはどちらかと言うと、すごく抽象的に与えた任務で、仕事の中で完成したものは職務発明だと、そして会社の技術の文献、設備、資金とかを利用した場合は職務発明として見なされるといふ抽象的な規定がありましたけれども、今回この帰属についても、事業体と発明者の間で取り決めができるということにしました。

もう一つ今回新しく追加されたものは、報告と出願です。発明が完成した時、発明者から報告しなければならない、つまり報告については自分が開発したものが一体職務発明であるのか、非職務発明であるか自分の意見を述べるできるようになりました。それによって、事業体はこの報告を受けてまず回答しなければなりません。発明者が非職務発明、つまり会社と関係ないと回答すれば、事業体から何か意見を言わなければなりません。一番下にあるように、もし回答しなかった場合は発明者から催告することができます。更に一ヶ月経過しても回答しなかった場合は、技術秘密保護というようなことがあります。ただ職務発明である場合、つまり6ヶ月以内で決定した場合、通知するということです。

更に技術秘密保護になっても、補償を発明者に支払う必要があります。今まで、例えば会社が出願しなかった場合はほとんど発明者に支払われることはなかったんですけども、今回の規定では、もし出願しなかった場合は技術秘密保護ということになって報酬を獲得できる可能性があります。例えば一旦出願しないということに決定して、後で再出願しますと、その場合は発明者はもう一度別途で奨励金と報酬を貰うことができるようになります。つまり二重で貰うことができますようになります。更に例えば会社が出願を中止する、或いは取った権利を放棄した場合は、発明者が特許権を獲得する優先的な地位があるということも今回明確にしました。

もう一つ皆さん関心を持っている、奨励と報酬は具体的にどうなるかということについてですが、今回は技術秘密にも適用ということと、もう一つもっと明確されたのが支給のプロセス、方法、金額です。明確するにあたって、社内の規定で明確にするか、或いは当事者との契約の中で明確にしなければならないということなんです。特にこういったものに、今までは会社が自分でほとんど決めていましたが、今回の条例の中では、こういうものを決めるにあたって発明者の意見を聞くべきというところが大きな改訂じゃないかと思っています。

更に経済利益の分ですけれども、譲渡と実施許諾ということで、今までは実施利益に対して報酬を貰うというように、実施許諾は明確にされていましたが、条文についてはあまり明確にされていませんでした。今回、譲渡した場合もその収益から発明者に支払うということなんです。今回もう一つは、そういった実施許諾の状況、譲渡の状況などの関連状況を発明者へ通知する義務が事業体にあるということも明確にされました。今までは多分、発明者が知らないのどこまで実施したか分からなかったということもあって、今回はこれを明確にしました。

更に約定に基づいてやるんですが、もし約定がなかった場合、最低保障として発明特許と植物新品種については平均月給の二倍以上を支払うということなんです。他の権利については平均月給の一倍以上というようなことで決めています。今までは二千元や五百元など数字的に限定していたんですけども、今回なぜ二倍とか月給の倍数にしたかということ、やっぱり各地方の収入は違うということも考慮して、月給に基づいて計算するということになりました。

もう一つ、実施する場合の利益、営業利益のどのくらいをもって報酬として支払うかということ、ここに書いてあるようにもし規定と約定が無かった場合は、営業利益の

5%以上ということです。これは特許と植物新品種の場合です。そして売上の場合は0.5%です。要は、今までは営業利益だけだったんですが、利益は計算しにくいところもありまして、特に中国企業は営業利益は分からない場合もあるので、そして売上の0.5%としました。更に発明者の給料の合理的倍数という形でも良いということです。二つ（営業利益及び売上）で計算できなかった場合は、給料の合理的倍数でも良いということです。その他の権利については下に書いてあるとおりです。

もちろん、こういったものについては最初に一括的に計算して支給することもできます。これも当事者の間で決めれば良いということです。ただ実施についてもらう報酬は毎年毎年、支払われるんですけども、支給報酬の累計額が営業利益の累計額の50%を越えないようにするというのを明確にしています。一番下については、譲渡と実施許諾の純収入の20%以上を報酬として支払う必要があるということです。

いつ支給するかということになると、基本的に三ヶ月支給という原則なので、いつから三ヶ月かということになると、まず報奨金については知的財産権を取得してから三ヶ月ということになっています。今まで日本企業から職務発明について色々相談を受けたことがありまして、契約を色々見たところ、一部の企業は出願時でも支払うということで、このように権利がまだ取得・付与されていない段階で支払うということもありえますけれども、今回、明確にされたのは権利を取得してから三ヶ月以内であれば良いということです。報酬金についても対価を受け取ってから三ヶ月以内ということです。実施の場合は、会計年度の終了後、三ヶ月以内というような形で明確化しました。

今回の報奨金を現行の法律と比べてみて、どこが違うかという比較をしてみますと、今までは特許、実用新案、意匠だけでした。技術秘密、植物新品種、集積回路の配置権などは明確にされていなかったもので、奨励金とかを支払わなくて良かったんですが、本条例では全て支払うべきだということが違うところです。もう一つは、現規定では約定や規定が無かった場合は、特許は三千元以上、実用新案は二千元以上という規定があったのが、今回はもっと高くなるんじゃないかというような規定が出されました。報酬金についてもこういった違いがあります。

今後、我々日本企業はどう対応すべきかという点については、社内の規定が無かった場合には条例の出された後、それに基づいて制定すべきだといえます。もう一つは、発明者と契約を締結することです。もし今までにこういう規定を作っていた場合は、見直し、修正が必要だと思います。今回の条例の中で、こういった契約と社内規定制度について、当局に届けることができるようになります。これは、あくまでも今後、紛争があった時にすでにこういうものを出しているということであれば証明できると思いますけれども、管轄のある地方の知識産権局に届けれるということです。本当に届け出でどのようなメリットがあるかということはまだ明確に分からないけれども、もし必要があれば届出するべきだと考えます。

一方で、実際そのような規定や契約は原則的に決めるということなので、やはり具体的にいくら出したら良いかというのはすごく難しいところなんです。特に実施になった場合、5%というと、これはすごく膨大な金額になるんじゃないかということです。もちろん我々は発明については寄与度、つまり貢献度があるんです。発明に対して何人かの発明者がいる場合は、それぞれの寄与度を考慮しなければならない。そして実際に製品にした場合は、この特許は製品に対してどれくらいの寄与度があるかということも、一つの寄与度になります。更に製品がよく売れるのは営業などの効果も色々考えられます。つまり、発明自体が製品にとってどれくらい寄与度があるかと、そう

いうものを事前に確定しておけば、それほど膨大な金額にはならないんじゃないかということで、こういうところはしっかり検討すべきかなと思います。

最後のところ、今回の内容とそれに対応して何を検討すべきかということについて、まとめましたので、ご参考いただければと思います。以上になります。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

夏先生、どうもありがとうございました。非常に分かりやすく現在の草案の中身をご紹介いただきました。また我々にとっても留意すべき点をお伝えいただきました。まだ草案の段階ですので、最終的な動きはまだ決まっていないところですが、私ども北京 IPG と連携してこの内容がどう変わっていくかは常時ウォッチして、皆様にも引き続き情報提供していきたいと思っています。講師のお二方、どうもありがとうございました。

またアンケートを皆様にお配りしております。本日、ピンク色の紙をご用意しております。今後も取り上げて欲しい中身などについて、全体通してお時間がある時にご記入していただければと思います。

それでは、全体会合前の上海 IPG ピックアップ講座を終了いたします。次の全体会合第一部開始までご休憩ください。

「上海 IPG 全体会合」

第 1 部 各種連絡事項

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

では只今より第 62 回上海 IPG 全体会合を開始させていただきます。改めまして本日、司会進行を務めさせていただきますジェトロ上海事務所、秋葉でございます。本日はお忙しい中、IPG 全体会合にご参加いただきましてまことにありがとうございます。

本日、前半の第一部は各種連絡事項になります。大きいところでは 8 番目、中国における今後の IPG 活動と組織体制の在り方について、皆様にご説明させていただく予定になっています。また後半の第二部講演会でございますが、前半で皆様からの要望も高かった欧米企業の取り組みについて、私ども事務局として各社と打診していたところでしたが、なかなか個別の企業としてお話することが難しいというところであったのですが、今回中国外商投資企業協会、QPBC の主席である張様にお越しいただきまして、総体的な欧米企業、また自社の取り組み等をお話していただく予定になっています。

また後半ですけれども、中国における企業の営業秘密保護対策について、これは IP FORWARD の分部先生からお話していただきます。前回の会合では、特にライセンス契約でいかに技術を守るかというところをお話しましたが、今回は中国の日本企業において自社の営業秘密をいかに守っていくか、社内体制等含めてどういうことができるのかということをお話していきたくと思います。

最後、情報交換会ですけれども、会場は同じ4階のフロアを用意しております。ご参加いただける方は、ぜひ会議終了後ご参加いただければと思います。またアンケートをお配りしておりますので、こちらをご記入よろしくお願いいたします。

それでは各種連絡事項を、議事に従ってすすめたいと思います。まずは新規のメンバーご紹介というところで、その前に前々回の幹事会におきまして新しい幹事メンバーということで、前半で特許WG活動をご紹介いただきました東レ繊維研究所の柳田部長が、前回の幹事会で幹事になりました。柳田様から一言ご挨拶いただければと思います。

○東麗（中国）投資有限公司 柳田氏

こんにちは、柳田と申します。私は南通にあります東レ繊維研究所（中国）有限公司というところと、それから上海にございます東レ先端材料研究所（中国）有限公司という二箇所に勤務しております。この上海IPGには今から二年くらい前から参加し、貴重な情報を得させていただいております。今後はまた違った立場で参加させていただきましても、今後ともよろしくお願いいたします。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

柳田様、どうもありがとうございました。それではこの二ヶ月で入会されました新規メンバー、2社ございました。ご紹介いたします。まず始めにTDK中国投資有限公司の中里様お願いいたします。

○TDK中国 中里氏

初めまして。私、TDK中国の中里と申します。私どもTDKは、東京工業大学の加藤与五郎先生・武井武先生により発明された磁性材料のフェライトの工業化を目的に1935年に作られた会社でございます。中国には1992年に自社工場を設立し、約20年前に進出させていただいております。

私が所属しておりますTDK中国(東電化(中国)投資有限公司)は10年ほど前に設立させていただき、中国内の生産拠点、販売拠点を統括するというような立場で存在しております。私どもの会社に知財の専任メンバーはおりませんので、日本本社の知財部門と協力しながら種々の問題に対応しております。今回IPGに参加することで、色々情報交換させていただきたいと思います。是非ともよろしくお願いいたします。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。続きまして、住友大阪セメントの駒井部長、よろしくお願いいたします。

○住友大阪セメント 駒井氏

住友大阪セメント知的財産部の駒井と申します。このたび上海IPGに入会させていただき、ありがとうございました。

当社は、中国では新材料及び光通信関連の製造拠点を保有しているため、現地の職務発明規定や営業秘密保護規定の整備を進めています。上海IPG会員の皆さまとは現状の課題を共有しつつ有意義な情報交換を通じて上海IPGの更なる発展に貢献したいと考えています。今後とも宜しく御願い申しあげます。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。

それでは次の議題、江蘇省 IPO 訪問報告としまして、事務局よりご報告いたします。資料 2 をご覧下さい。実際、今回色んな要因で地方政府との交流がストップしていた状況でしたけれども、絶えずコンタクトは我々も続けておりまして、11 月末に江蘇省知識産権局と交流することになり、私どもが訪問して参りました。江蘇省は省別の出願件数を見ても、広東省を抜いて中国第一位の省であります。そういった意味でもどういった対策を取られているか等もヒアリングしてきました。

また 11 月下旬に専利ウィークというのが中国全土で行われたんですけれども、各地方でも行われ全国の大会というところでは、南京市で行われたところです。また 10 月の日中間特許庁会合もこの最中、無錫で行われたとういうような土地柄です。

特許サービスの面では国家知識産権局の指導の下、数多くの国家級の施設・研究所が出来ているそうです。専利審査センターですとか、意匠情報センターとかも全国に先立ち無錫で設立されたということです。それぞれの地区のフォローアップもかなり充実しているそうです。裏面にもございますとおり、省内企業の実用新案が進展していると、38 万 7 千件ということで発明特許も多いです。これは中国全土の中で一位ということでございました。

最後、双方の交流ということで、今年度は開催できなかったが、来年度 4 月以降は交流を進めるといようなお言葉もいただいております。江蘇省知識産権局とはジェトロ上海として覚書を結んでおりまして、各種セミナーとかいう事業も今までやってきております。こういう交流が途絶えないよう来年度も引き続きやっていきたいなというふうに思っております。以上江蘇省 IPO の訪問について皆さんと情報共有いたしました。

では続きまして、IPG-IIPPF 連携会議報告と実務レベルミッションの実施についてです。ちょうど今、IIPPF の実務レベルミッションが北京に訪問して政府関係機関と会談しております。その実施につきまして丸山グループ長の方からお願いいたします。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

それでは資料 3-1 をご覧下さい。IPG-IIPPF 連携会議の議事録になります。日時としては、11 月 8 日に開催されたものになります。この時には合意決定事項ということで広東ミッション、広東で行われる IIPPF と IPG の連携による広東当局との交流会になります。刈り取りの成果を見越したテーマ、アプローチ方法を継続検討するというので、そのような資料作りをしていこうということになりました。またこの際には中国政府、実務ミッションについては 1 月中旬、下旬の実施を目指し準備を進めるということで、ちょっとこの 11 月の時はなかなか日中関係の問題もありまして、開けるかなということが懸念された時期ではありました。

次のページになりますが、資料 3-2 になります。12 月 13 日に開催されました。予定議事としては議題としてまた広東ミッションの議事の確認がありました。この裏の方を見て欲しいんですけども、先ほど秋葉さんの方から現在開かれているというご説明がありました。1 月 19 日から日本から多くの IIPPF の方が来られまして、まさに本日 1 月 17 日、午前中に国家質量総局との意見交換、またちょうど現在ですけれども、午後には税関総署との意見交換が行われております。本来であれば昨日 1 月 16 日に法院、それから工商総局と意見交換を行いたかったんですが、なかなか今の時期

ということで、残念ながら今回は受け入れてもらえず、この二つの当局については見送りということになってしまいました。むしろ本日 1 月 17 日、このような時期でありながら、国家質量総局および税関総署とは太いパイプが出来ているということで開催に漕ぎ付けたということだと思っております。資料 3-4 からは参加者の名簿及び資料 3-5 からはミッションの建議の内容になります。こちらの方は資料の方をご覧くださいと思います。以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。まさに今日、午前中は質量総局で、午後は税関総署に訪問しているそうです。詳細につきましては、3 月の IPG 全体会合でもその会議内容を皆様にお伝えしたいと思っております。税関では、なかなか地方との交流が出来ていない中、本日税関総署が受けてくれたということで、これで風向きも変わってくると思います。中央が出来るのであれば地方税関との交流もその波及は出てくると思いますので、その辺の情報は皆様と共有しつつ地方政府との連携は進めていきたいと思えます。グループ長ありがとうございました。

続きまして、自動車・自動車部品 WG による広州モーターショー啓発活動報告につきまして、こちら自動車ワーキングをご担当されました馬場様からご説明いただきます。

○KYB 株式会社 馬場氏

KYB の馬場です。自動車・自動車部品 WG から報告します。本 WG の消費者啓発活動の一環としてジェトロ広州、上海の協力のもと、昨年 11 月 22 日から 12 月 2 日に広州モーターショーにて展示を行いました。本活動は 2008 年から継続して実施しており、模倣品の存在・危険性を告知すると共に、アンケート調査を行い消費者の動向の把握を行っています。また業界全体の活動とするべく 2011 年から QBPC の自動車業界 WG と日本自動車工業会が共同出展となり、また今回から日本自動車部品工業会が共同出展となっています。実際の実施内容はこの写真のとおりです。

成果としては、模倣部品が存在すること、その危険性をアピールすると共に、正規ディーラーの利用を訴えることにより、消費者に理解を深めてもらえたと考えております。またアンケートは 1,090 件実施することができ、多くの消費者の声を収集することが出来ました。また今、分析を行っておりますが、今後の動向分析に生かすことが可能になっております。更に知財関連政府部門にも継続した活動の周知が出来たと考えております。

まとめとして、まだまだ多くの消費者は純正部品の入手の方法を知らず、模倣部品の危険性も十分に理解されていない状況であり、今後も継続してこのような啓発活動を行う必要があると再認識しております。またここにも書いてあるように、来場者から要望のあった日常レベルでの啓発活動については、今後の課題の一つとして考えていこうと思っております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。私もこの展示会を視察して参りましたがけれども、ちょうど大きい日本のブースの前に、入口に啓蒙のブースがございまして、多くの方々がご覧になられてアンケートも回答されています。今日午前自動車・自動車部品 WG が開催されておりましたけれども、そのアンケートの回答の草案というところも発表が

ございました。かなり参考になるような情報が消費者の実際の模倣品に関する意識とか、その辺の情報は非常に多く採れたなと思っております。

続きまして5番目、2013年度上海 IPG 事業実施アンケート集計結果報告です。こちら丸山グループ長お願いいたします。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

資料5をご覧ください。2013年度上海 IPG 事業実施アンケート集計結果になります。まず回答企業数ということで、56社の方からご回答いただきました。回答率35%ということで、ぜひこの事業実施アンケートの集計結果によりまして、2013年度の上海 IPG の事業活動の方、方向性を決めていくことにしておりますので、回答企業数が増えるようお願いいたします。

概要につきましては、9-1 講演テーマのところでは特に指定なしという方が多かったんですけども、税関差止め等色々なご意見をいただいています。このようなご意見を反映させていただいて、講演やテーマを決めていきたいと思っております。

また9-2になります。2013年度の事業の重点すべき活動、地域等ということでは商標、特許、実用新案、意匠ということではこのような回答をいただいております。また中国政府当局との共同活動ということでは、真贋識別セミナーのほうに多くの回答をいただきました。先ほどからありますように、日中関係少しずつ正常化に向かってきましたので、早いうちに真贋識別セミナーを開けるようにしたいと思えます。

9-3になります。各政府部門との交流で取り上げて欲しいテーマということでは、再犯行為・悪質行為への重罰化、不正競争行為、インターネット上での知的財産権対策ということに多くの回答をいただきました。その裏、政府当局との協力活動についてということで、各地区の当局と実施したい活動及び地域、当局をご記入してくださいということでは、票数・希望が散った形になります。

また江蘇省 TSB、上海 IPG ブランド保護連携フォーラムにつきまして、実施すべき活動ということでは、江蘇省 TSB による検査摘発強化に資する各種情報提供ということに多くの回答をいただきました。

その他ということでは、色々なご意見をいただきました。後ほどのところで3局 IPG の連携についてはお話をさせていただきたいと思えます。

また9-7、新しいWGということでは、電器半導体関連の模倣品対策WGというご提案がありました。9-7では、今後実施すべき事業等ということでは、各種回答をいただきました。なるべく今後の活動の方に反映させていただきたいと思えます。一部では出席制限の年間2回というのをつけさせていただいたことにつきまして、「なかなか厳しい」というお話もいただいております。その辺もまた上手いやり方というのを考えていきたいと思えますので、ご理解ください。以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

どうもありがとうございました。次回の3月の会合では来年どうやっていくかというような計画案をこちらからお出ししたいと思えます。

続きまして2013年度上海 IPG 各WG活動予定アンケートの件、こちらを松尾様からよろしくお願いたします。

○五十鈴（上海）技貿実業有限公司 松尾氏

お手元の資料6を参照願います。4月からの2013年度のIPGのWG活動予定アンケ

ートです。WG メンバーの方は見たことがあると思いますが、WG 長が取りまとめて、事務局への提出が1月21日までになっていますので、もしまだの方がいましたらWG 長宛に提出をお願いいたします。以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。続きまして2013 貢献部門感謝式開催の件ということで、宇田川様よろしくをお願いいたします。

○重機（中国）投資有限公司 宇田川氏

資料は7-1 と7-2 をご覧下さい。7-1 がエントリー募集のご案内、それから7-2 が実際に提出していただくエントリーフォームとなっております。細かい内容についてはこの資料をご覧ください。

私の方から変更のあった点について補足説明いたします。まず開催場所について、北京に変更することを含めて検討しています。変更の理由は、北京で開催することによって中国の中央政府の方々をお招きしやすくなるためです。表彰される方々も中国政府の方々が出席される中で表彰されるということで、より誇りに感じていただけるのではないかと期待しています。

次にエントリーフォームですが、具体的な推薦理由について800 字の制限を設けました。これは、この文字数に短くまとめてくださいということではなくて、このくらいの量を書いただければというお願いを込めています。エントリーされた案件は、その後、選定委員の方々によって評価されて表彰案件が決定されるのですが、選定委員の方々には模倣案件に対して広い見識をお持ちですが、推薦理由があまりに短い場合、案件の優れた点が伝わらない可能性があります。特に選定委員の方のご自身の業務と異なる業種や、馴染みのない地域の案件については、優れた案件の点が判断しきれない場合があります。そこで推薦理由についてなるべく詳しく書いて欲しいということです。ただし、ボリュームがあまりに異なってしまいますと、案件同士の比較が困難になりますので、800 字という制限を設けました。エントリーされる方に以上の点をご留意いただき、一般的な案件との比較など、推薦案件の優れた度合いをアピールする内容をご記載いただければと思います。エントリーフォームの提出期限は2月6日ですので、よろしくをお願いいたします。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。振るってのご応募をお待ちしております。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きましては8 番目、グループ長会議報告と中国における今後のIPG 活動と組織体制の在り方につきまして、丸山グループ長からよろしくをお願いいたします。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

資料8-1 をご覧ください。第16 回中国IPG グループ長会合になります。12月17日に開催されました。出席者はご覧のメンバーになります。議事としては報告事項、検討事項というふうに分かれています。報告事項におきましては、資料8-2 が上海IPG からの報告になります。全体会合、幹事会、各種ワーキング活動の方を報告しております。各種ワーキング活動については、やはり各IPG で何をやっているのかという情報交換のために報告内容に入れさせていただいております。

また 8-2 の 6 ページ目になりますが、江蘇省 TSB ブランド保護フォーラムでの活動状況、それから中央政府との交流活動等を報告させて頂いております。

資料 8-3 は、北京 IPG の活動報告ということになります。北京 IPG における運営幹事会、戦略委員会、WG 活動等のご紹介をいただきました。最後に中央政府交流というのを、報告事項にさせていただきました。

また決定事項ということで、北京からは北京、上海、広州の IPG のスケジュールの周知をどうするかという検討の提案がありました。結論としましては、北京の IPG の事務局のところでホームページからスケジュールが見れるようになっています。ただし、どうしてもスケジュールというものがございまして、ご了解くださいということです。

また日本商会白書、日本国政府への建議の進め方ということで、これは何度か IPG の全体会合でもご報告しましたが、日本商会における白書という言い方をした場合、我々側にも意見を求められているんですが、我々中国にいる IPG という立場では、中国政府への建議というものはしないということで、建議書を作っていくようお願いしました。

また上海 IPG としましては、上海 IPG の中文名称の確定ということです。やはり政府交流が増えていますので中国 IPG を何と言うかということは検討を進めております。また二番目としては、今後の地方政府向けセミナーの対応方針ということで、まだ 12 月 17 日は色んなものが開催できない状況でしたが、現在においては改善の兆しが見えたというふうに思っております。三番目、全体というところでは中国 IPG の再編ということで、この後ご説明させていただきます。

それでは資料 9-1 をご覧下さい。宛先という意味では、北京 IPG、上海 IPG、広東 IPG の関係者各位ということで、IPG メンバーの皆様へということになります。作成元ということでは、北京、上海、広東のグループ長である竹市さん、何さん、私の連名で作らせていただいています。中国における今後の IPG 活動と組織体制の在り方ということになります。今後の方向性ということで考えていただければと思います。

一番後ろのページに、2013 年度活動組織図案があります。まず表に北京 IPG、上海 IPG、広東 IPG と今現在分かれている IPG を、大きく中国 IPG という単位にしまして、そこに北京、上海、広東が所属するという考え方です。それから今まで中国 IPG としては運営をどうするかという会が無かったというか、先ほどの IPG のグループ長会議ということで意見交換という扱いだったんですけれども、これにある程度、審議・決定する機能を設けようというような体制になります。これについては、中国 IPG というところに WG も全部ぶら下がるような形にして、そして一番やりやすい場所を選んでワーキング活動をやろうというような考え方が 2013 年度の暫定の考え方です。イメージとしては、あまり今と変わらない形にしようと考えています。

下のページが将来像ということで、2014 年度以降のことを考えています。2014 年度以降は、大きな考え方は大体一緒なんですけれども、もう少し方向性を分かりやすくしようということで、例えば一番左の四角にありますけれども、不正競争対策委員会というふうに今のところ仮で考えております。大体このようなことをやるのは、WG でも業種別の WG が模倣品対策を含めて政府と色々やっていくというところで、それを一つのまとまりとしてやっていくのが良いんじゃないかということです。考え方としてはどちらかと言うと上海で多くが行われている活動かなというふうに捉えております。

また真ん中にありますのは、知財関係研究委員会というふうに名前を付けさせてい

ただきました、判例の研究をしたり、パブリックコメントの研究をしたり、商標・特許等について頭で考えるという方向だと思っています。

それから多くのグループは、どちらかと言うとそのような政府との交流という意味で、中国政府との交流も増えるということを見込んで北京の方が多いのかなというふうに見越しております。

一番右が地域問題対策ということで、地域に根ざしているということで、多くが広東に属している企業の方々という地域性が特殊ということがあったり、また先ほど報告させていただきました、江蘇省 TSB・上海 IPG ブランド保護連携フォーラムというのは地域に根付いた活動ということで別枠にしようかなということです。

会員の皆様は、どこに行くとかどのような情報が得られる、または活動ができるというものが分かりやすい仕組みが良いのかなということを考えております。

1 ページ目の方をご覧ください。なぜそういうふうにしたかということ、説明させていただきたいと思っております。現状の課題と対応というところでは、今まで従来の中国 IPG 活動は北京、上海、広東の各 IPG を拠点として WG 活動を実施しているというのは、皆様ご存知のとおりです。またここ最近では IIPPF 連携や中国政府との交流など中国全体で取り組む必要のある事項も発生して、各中国 IPG として政府とのお付き合い、協力活動をさせていただいています。しかしながら今の課題ということでは①としまして、上記のとおり中国全体としての取り組みとして、中央政府交流事業や IIPPF 連携等のオール IPG ということで、北京、上海、広東が共同して活動するというものが増えております。今までに生まれた北京、上海、広東というのは拠点ということで3局で動いていましたので、まとまった仕組みというのは IPG にグループ長会議しかないということです。ゆるい意見交換会という扱いでしたので、政府とのお付き合いをするのにややこしいということが今までにありました。

また各拠点の活動の進化、拡大に伴って IPG 全体会合等の活動における類似テーマの実施や各 WG 活動におけるテーマの内容や WG に伴う調査・研究における重複も一部生じているのかなということで、効率化というものが求められるのかなと思っております。

また事務局としての関係になって恐縮ですが、ジェットロにおきまして IPG の予算が減少しつつあるということもありまして、活動の方は拡大していきたいと思っておりますが、それを効率よく進めていかないと運営が上手く回らなくなっていく状況があります。

このため、対策案ということで、まず一番目としては先ほどご説明しました、目指すべき姿ということで、2014 年度は効率化ということを含めて分かりやすい、何をするとどこか区別された仕組みを作っていきたいと思っております。ただいきなり移行すると混乱が発生するというので、2013 年度は全体がまとまっただけということで行きたいと思っております。

個別の課題ということでは、全体会合をどうしていくかということがあります。上海の方は奇数月の第三木曜日ということではほぼ確定して動いているんですけども、北京の全体会合は同じ週になってしまうことがあったり、色々ばらつきが発生しています。なので対応としまして、偶数月の第三木曜日に北京の方に実施していただいて、奇数月は上海で実施するというので、単純には毎月第三木曜日は北京か上海で全体会合が開催されているということで、皆様についてはどちらかに参加する時については分かりやすく、また間が開いていますので、北京と上海を一週間のうちに移動することは無いということにさせていただこうと思っております。また広州において

も（北京と上海の間に）開催を挟むということで、まだ広州をどこにどう入れるかというのはまだ決めておりませんが、基本的には北京、上海、広州のどこかで行われているという形にしようと思っております。

二番目ワーキング活動の方です。先ほどありましたように、重複の効率化ということを考えております。スケジュールも含めて全体の調整をさせていただいて、なるべくWGの参加メンバーの方々が参加しやすい環境を作っていきたいというふうに思っております。

また③です。先ほど宇田川様の方からご紹介いただきましたけれども、BPAの考え方としては表彰された当局の方々が大変喜んで、その後も摘発活動等、我々IPGの方に協力していただけることが狙いになります。そうなりますと、一つは我々が表彰したということが嬉しいとは思いますが、中央政府の方々が出席している前で彼らが表彰されるというのが彼らにとっては大変光栄になることと思っております。そうなること逆に中央政府の方々に来てもらわないと効果が薄くなるということがありまして、中央政府の方々に参加してもらうにはどうしたら良いかということでは、実を言うと上海に来てもらうというのは、なかなかハードルが高いことがあります。なので、2013年度からは、今のところ北京でBPAを開催することを主に考えております。少なくとも2013年は北京開催で出席が本当に簡単になればそのままです。またそれ程変わらないようであれば北京、上海の隔年開催ということも考えております。

その他ということでは、ジェットロの中で重複活動をなるべく減らすということで、発信するニュースレターを一本化したり等ということを考えております。このようなことで、今まで北京、上海、広州とバラバラに始まりましたが、全体の効率化及び日系企業が中国政府と色々なやり取りをやっていくという活動において、中国IPGという大きな形で活動を行って、その中でも各地又は各テーマで集約したような動きにしていきたいということが今考えられています。

今日の時点では、皆様に主にこのような方向を検討しているということをご紹介させていただき、また2月14日に上海IPGの運営幹事会を開催して、今後どう進めていくかということを検討させていただきます。ぜひ皆様に関しては、この状況におきまして皆様の意見をいただければと思っております。ご意見がありましたら、出来ましたら2月14日の幹事会前にいただきまして、皆様のご意見を反映させた組織体制を幹事会で検討して考えていきたいと思っておりますので、その点お願いいたします。

また皆様ということでは、このように何か2014年度から変わるとどうなるのというところでは、現状の会員メンバーの皆様はそのまま新しい体制の方に、何の審査を経ることも無く移行できるということにさせていただきますので、その点はお安心ください。以上になります。

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。本日、皆様のご意見というところでは、お時間無いと思いますが、質問点・疑問点等ありましたらぜひ事務局宛にメール等でお伝えください。我々の方でもそれを基により良い体制、効率的なご参加ということを目指しております。ぜひご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

続きまして第4回中国知的財産権関連法勉強会のご案内に関して、板山様よろしくお願いいたします。

○恩梯恩（中国）投資有限公司 板山氏

明日に、2012年第4回中国知的財産権関連法勉強会がごございます。場所は上海国際貿易中心3階会議室となります。明日のテーマは「実用新案と意匠制度の有効利用」ということで、講師は上海里格法律事務所の張副所長になります。当日参加も可能なので奮ってご参加のほどお願いいたします。

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。続きまして中国商標法の改正ということで、年末に全人代の方からパブリックコメントが出ておりました。非常に影響力のある法律ですので、皆さんもかなり関心が高いと思います。そこで立法研究ワーキングのグループ長の夏先生からポイントを簡単に皆様にご紹介したいと思います。夏先生、よろしく願いいたします。

○上海金天知識産権代理有限公司 夏氏

お手元の資料11をご覧ください。資料11-1と11-2があります。11-1は改正案の日本語訳です。11-2は改正に関する説明になります。

今回の改正のポイントをまとめますと、主に三つの面で改正されたといえます。一つは出願人の登録商標の便宜を図るための修正です。その中で一番の改正点は、異議申立て制度です。今まで異議申立については誰でも、どのような理由でも出来るということでしたが、今度の改正は出来る人は利害関係者と先出願と関係している人になりました。

もう一つは理由なのですが、相対理由しかできないとのところですが、今までは絶対理由と相対理由の両方が出来ました。絶対理由は法律の規定に違反しているとか、或いは識別力が無いとか、つまり今の商標法の10条と11条に違反しているのが絶対理由です。相対理由というのは、先出願・先登録との関係になります。相対理由、つまり前出願、登録と何か関係していれば異議申立ができます。では今までの絶対理由はどこで利用するかというと、一旦登録してから無効という段階を経て無効宣告という形でやるということが大きな改正点です。

もう一つは、今まで出願の要素で、音声や色は出願できなかったんですけども、今後は音声商標、色商標でも出願できるようになりました。もう一つは、今まで出願は1商標1区分しか1出願できなかったんですが、今度1商標多区分に出願できるようになります。これは日本と同じです。

また、今まで出願して審査するとすぐ拒絶査定になっても意見を直接商標局に述べることができなくて、一旦拒絶された後、商標評審委員会に再審という手続きをとって、別のところで再審請求していました。今度は日本のように改正して、拒絶理由があったらそれに対して反論することができるようになりました。

二点目については、市場における公正な競争秩序を維持するための改正ということです。その中で何があるかというと、一点目は、著名商標について受動的な保護をすることを明確にしました。今までは実際の運用上は受動的な保護でしたが、つまり著名商標というものは自ら申請して「これを（著名商標に）認定してください」ということではなくて、侵害、異議、取消しなどの案件があって、何か侵害を被った時、自分の商標を著名商標と認定するというステップを踏むということでした。今までも実務上ではそうでしたが、今回は法律上で明確にしました。

もう一つ、悪意先駆登録商標の対応については、もっと詳しく条文の規定を入れしました。

三番目は他人の商標を商号としてただ乗りして使用するということについてです。他人の商標を企業名称として使用することを禁じるということを追加しました。更に、第九条に信義誠実の原則、つまり商標の出願と使用にあたって信義誠実の原則を守らなければならないということも追加しました。

大きな改正の三点目です。侵害の種別を追加しました。今までは直接商標を使用或いは侵害したものに対してしか権利行使できなかつたのですが、今回は便宜を図って侵害を手伝うことも侵害行為であると追加されました。もう一つは懲罰です。損害賠償については、最低の法定金額を 50 万元から 100 万元に引き上げました。もう一つ、権利者の訴訟負担を軽減するというので、特に侵害判定をする時に、なかなか相手が獲得した利益を権利者が立証できなくて、今回の改正では立証できる売上、利益に関連する帳簿を当局から出してくださいと命令することが出来るようになったわけです。これが大きな改正点です。

ただ色々不十分ではないかなという意見もありまして、一つは信義誠実の原則がどこまで具体的になるかということです。今まで明らかに他人の商標を沢山出願しているという状況は、信義誠実の原則違反であるかどうかというところを明確にしていまみませんでした。もう一つ、馳名商標について皆さん一番関心のある、外国商標です。つまり外国ですごく有名な場合、保護すべきだということです。今までの馳名商標はどちらかというと、中国での知名度が求められていますので、その辺は今回残念ながら外国の知名度について認められていないという状況です。

異議申し立ての担当部門はまだ商標局なんです。なぜそれが問題になるかというと、商標局の審査で不備があったとしても異議の審査も商標局となると、自分の審査に対して自分で異議を判断するのは不都合があるのではないかということです。もう一つは、侵害行為の種別を確かに追加しましたが、再犯に対する重罰については何も言っていなかったということで、少し残念だと思いました。以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。非常に重要な、日本企業の皆様には非常に関心のある、また影響のある法律だと思います。恐らく全人代に入ってパブリックコメントも実施していますので、年内の早い時期には成立するのかなと思っています。こちら引き続きウォッチして、皆様に情報共有していきたいと思っています。

最後の情報共有事項です。第一回中国（上海）国際技術輸出入交易会、上海交易会と言いますが、こちらの案内のパンフレットをコピーしたものを資料 14 につけております。こちらの期日は今年の 5 月 8 日～11 日までです。中国の商務部、知識産権局、科技部、上海市が揃いまして、第一回の技術の交易会をやるということです。ジェトロの方にも日本ブースの出展の協力要請も来ております。

広州は広州交易会、物の交流、北京は去年初めてサービスの交流をやりまして、上海は技術の交流をやる場所だということで、上海市政府もかなり力を入れて現在準備しております。上海市政府の方からまさに知財、知識、技術をお持ちの多くの企業さんがいらっしゃるといってぜひ案内をということで、今回このパンフレットをお配りしました。恐らく上海市内ではこういった説明会なども開かれると思います。ジェトロでもやる予定でございます。もし皆様、ご関心があればまたこちらからご紹介しますし、今後この状況もこの IPG で情報共有したいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして各種連絡事項第一部でございました。こちらに関しまして、何か

ご質問ございますでしょうか？よろしいですか。それでは、幹事の皆様、どうもありがとうございました。

第2部 講演会

[講演①]

[テーマ]「中国における欧米企業の模倣対策及び関心点」

[講師]中国外商投資企業協会 QPBC 主席 張為安氏

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

それでは第2部の講演会に入りたいと思います。本日は中国における欧米企業の模倣対策及び関心点としまして、QPBCの主席の張様にお越しいただきました。今回、欧米企業の方々に打診した中でも、皆様なかなか自社のことを発表できる機会が難しいという中、張様に快く引き受けていただきました。QPBCとして欧米企業の活動も含めて、また知財関係の法律顧問もされていますので、その辺も含めまして中国での欧米企業の取り組みをお話していただきます。中国語の逐次通訳で約一時間でお話していただく予定になっています。それでは張様よろしく願いいたします。

○中国外商投資企業協会 張氏

本日はIPGからこのようなご要望をいただきまして、日本企業の皆様に対して欧米企業の注目する知的財産権分野についてお話させていただける機会をいただき、大変嬉しく思います。会議開始の時間はスケジュールより若干遅れていますので、内容を簡略化して、質疑応答の方に時間を取りたいと思います。

日本の模倣品は大変範囲が広くて、その中には単純な模倣品と商標類似以外のものも含まれています。中国の法律に基づく、商標の模倣と言うのは、同じ商標を同じ種類の商品に無断で使うことを指します。刑事訴追基準は、不法経営の数量或いは金額に対してある程度の基準があります。ここでは商標の模倣品の製造者が模倣品を作った金額が5万元に達しているかどうか、刑事訴追の基準です。

刑事訴追の基準である計算方式は二つの部分によって構成されています。一つは実際に販売した価格です。この計算は非常に簡単で、販売済みの数量に実際の販売価格をかけます。これはいずれも調査によって明らかになった事実に基づいて実施されています。問題点は、現場で押収したまだ販売されていない侵害品です。この場合に、どう計算するかというのが我々の問題点だと思っています。中国の司法解釈によると、未販売の権利侵害品のうえに表示価格があるかどうか、一つの判断基準です。もし表示価格が無ければ、以前はどのような価格でこの権利侵害品を販売したか、過去のデータがあるかどうか調べます。もしそれも無ければ真正品と市場の中間価格で計算します。この場合は、中間価格かける未販売の権利侵害品の数量によって未販売品の不法経営額を計算します。我々の会員企業によく発生する問題は、地方の行政執行部門が意図的にこの模倣品の価値を低くする傾向があるということです。ひどい場合は、表示価格も無く過去のデータも無い場合は、本来であれば真正品の中間価格で計算するはずですが、地方の行政執行部門は意図的に評価見積もりを作って、この評価見積もりの価格で計算することがあります。この場合は、通常、刑事訴追基準に到達しま

せん。これまでの我々の実際の実務の中での、私達 QBPC の対応策としては、人民検察院に対して解決を要求する手紙を書き提出することです。いくつかの問題はこの手紙によって解決されました。

最近の問題点 2 が非常に著しくなっております。海外の輸入商社から OEM で確保して、商標も標識も輸入側が指定するものにして下さいという OEM の事例が増えていきます。税関は非常に一生懸命に摘発をしておりますけれども、地方の行政執行部門、或いは地方の民事裁判所の人たちは、これは中国で販売されていないので中国の消費者に対しても不利益が無いから、これは権利侵害ではないという意見が多いです。

これは 2009 年に発表された最高人民検察院の司法意見とは随分食い違いがあります。司法意見の場合は、同じ種類の商品に同じ商標が使われた場合は混同原則は使わなくても良いという見解です。

アメリカの会社の事例で、深センで発生した事例です。OEM のものを会社の住所まで印刷されておりました。しかし公安局が検察院に移送しようとしても、検察院は移送を却下しました。その結果、私達 QBPC は最高人民検察院に対して手紙を出しまして、ようやく深センの検察院が刑事訴追をしました。最近では OEM の事例は非常に複雑になってきて、内容というのは輸入する商社が輸入先で、本来権利人が持っている商標を先に登録してしまうというやり方です。これはどんな大きな多国籍企業であっても世界各国、全ての国で商標登録することは不可能です。しかし輸入商社は輸入先の国ではなくて他の国に転送するという手口が最近増えています。

つい最近、QBPC の税関工作委員会、中国の税関総署、最高人民検察院で会議を開きました。このような OEM の事例、つまり OEM によって輸出し輸出先で商標登録されているという場合は権利侵害を構成するかどうかについて、しばらくしてから意見が統一されるだろうと思いました。

商標権侵害は、2009 年の最高人民法院の司法意見に応じ、消費者を混同させるかどうか、混同原則の適用について見当する必要があります。実際、このようなものは海外へ輸出しますので、中国国内では販売されておらず中国国内の消費者は混同されないで、権利侵害を構成していないとの見解が一般的です。これに関して、地方によって執行部門の措置も様々です。一部のところはそれを取締りして、一部のところは取締まりをしません。取締りをするところについては、権利人に対して法院に起訴するよう要求します。法院の判決結果にも色んな結果が出てきます。これは結局、地方保護主義に対して非常に有利だと思います。なぜかと言うと、輸出する人が偽造の輸出の契約書を提出すれば海外で販売されますので、国内では販売されません。なので混同原則で取締りしてはいけないと、結局国内の工商局を含めて行政執行は不可能であるというような結果になります。なので商標権侵害品と模倣品に関しては、私達と最高人民法院が共同で調査する重点内容となっております。

問題点 2 は古い問題でありまして、権利侵害品の処分についての話です。よく地方の行政執行部門の中で押収した権利侵害品に付されている権利侵害の標識を取り除いて、あとで競売すればよいという意見がよくあります。QBPC は商標法第 2 回目の改正に際して、これを廃棄するよう要求を出しました。QBPC は没収及び廃棄を要求しましたが、法律の場合は「没収・廃棄」となっておりまして、つまり行政機関から見れば、法律が没収或いは廃棄を自由に選択できる出来る権利をくれたという見解です。

これは TRIPS の規定に理論上は反しておりません。TRIPS のルールというのは、違法の標識が無ければ商業ルートに再び入っても良いというふうに定められていますので、行政機関から見れば権利侵害品に付されている違法なものを除去すれば、それ

で競売することは問題ないと考えております。特に違法標識を取り除く作業の現場に、権利人はなかなか参加できない、参加することが要求されていません。更に心配されるのは、権利侵害品の品質に瑕疵があることです。

なので今回の商標法の改正に関しても、QBPC のパブリックコメントに対してぜひ没収及び廃棄としてもらいたいと思います。ぜひ IPG の皆様もこれに対して賛同していただきたいと思います。

国務院の特別キャンペーンの後に、国務院から 37 号文献というのが発表されました。37 号文献というのは法律の完全化を促す文献だそうです。刑法の中で、知的財産権への侵害、例えば商標権侵害、著作権侵害は現在この改正作業が行われております。一昨日、私達はこの改正作業に参加した専門の調査部門と会議を開きました。課題というのは、同じ種類の商品から類似商品に拡大したらどうかということについて見当しました。それから、サービス商標の模倣についても刑法の管轄となるかどうかも検討しました。そして刑法が改正された後も、情状が重い場合に刑事訴追になるかどうかという認定基準が保留されると思います。

昨日も QBPC のメンバー、最高人民法院、刑事第二審判廷の延長と会議を開きまして、募集意見として知的財産権への侵害に対する補充意見を作ったらどうかということについてお話ししました。現行の司法解釈、司法意見の場合は、商標侵害罪になった場合、不法経営額、違法所得の金額、押収した貨物の価値、或いは押収した商標の数によって定められます。しかし単純に、不法経営の数量・金額、違法所得の金額、或いは無断で製造した商標標識の数量だけでは情状が重いという判断では十分ではないと考えています。今後は生産規模、またここに書いていますように従業員の人数、稼働日数、工場の面積、生産ラインの生産能力、作ったものが人身と財産の安全に関わるかどうか、国内の知名ブランドの模倣品であるかどうか、二国間・多国間の犯罪であるかどうか、インターネットを利用した犯罪であるかどうかを比べて、十分に判断しなければいけないと思います。

ここに書いてあります、人身の安全に関わる製品、国内・国際知名ブランドの模倣品、二国間・多国間を跨ぐ犯罪、インターネットを利用した犯罪、巧妙化・集団化となった犯罪は、私達だけの要望だけではなくて、去年の 15 ヶ月間で取締り案件を主動していた公安部の副部長が自分から要求したものです。なので、我々はちょうどこの良いチャンスを十分活用して刑法改正の段階に、知的財産権侵害、特に商標権の侵害に対してはこのような生産規模による情状の重い場合の認定基準の法律化について進めていきたいと思います。

知的財産権分野における欧米企業の注目するポイント、それから欧米企業が実際に取り入れている戦略についてお話したいと思います。以前よく聞かれたのは、知的財産権保護の力を拡大するということでしたが、最近では現状を踏まえてバランスよく保護するという声が多くなってきました。その他に、法律の制定が遅れていること、それから法律の執行が不完全であることから、現状では商標秘密に対する保護が一番脆いと思います。私達は今回の刑法の改正案第一案の中で、刑法の第 249 条の条文が改正の対象に入れられていないことを発見しました。しかし、学術研究機構との会議の中では、刑法の第 249 条に対する修正意見を作りました。その会議は公安、司法、検察院の方々も出席しております。

まず第 3 点の職務発明条件意見聴取案です。これは中国国内に R&D センターを持っている企業にとって、非常に重要だと思います。職務発明者に対して合理的な報酬を支給するという内容は、特許法の実施細則とは若干違う部分があります。発明者に

対する報酬は、発明がもたらした経済利益によって決められ、発明者にとっても自分の発明の商業化によってどのような貢献があったかも知らされる必要があります。それから技術発明に対しても、発明者は適切な報酬を要求する事が可能です。

第4回目の特許法の改正については、国家知識産権局は、改正する範囲が狭いので第3.5回と呼んでいます。もし4回目の特許法の改正案をすでに見たことがあれば、第4回の特徴について理解できると思います。実用新案と意匠権に対する保護の力が拡大されました。しかし心配することもあります。今後、質の悪い実用新案、意匠、或いは個人による意匠などは、この改正案に基づき保護を要求することになり、その結果実際にイノベーションをやっている企業に対しては大きな脅威になるだろうと思います。

中国税関は特許の水際保護を拡大する予定です。特許だけではなく、実用新案と意匠も含まれております。今後はQBPCと税関のセミナーの内容については商標だけではなく、実用新案と意匠についてもセミナーの中に内容を盛り込みたいと考えています。特に小さい家電産業の場合は、その特徴・ポイントというのは意匠ですので、これについて税関と色々セミナーをやる予定です。なお、我々の個人的な情報ルートによると、特許の水際保護については、これまでの総担保の制度は適用せず、個別案件ごとに担保・保障が必要となります。個別の担保・保障が出来て初めて司法プログラムに入ります。

次は昨年から始めた仕事でありまして、技術の輸出入管理条例の中に、外国の技術の譲渡側に対して、非常に高いリスクと高い負担がかかっており、それを改正するように関連規定の調和を行っているということです。これは二つありまして、一つは中国の被許諾者が技術を改造した場合、技術を改造したのは誰になるかという問題と、被許諾者に対して第三者が訴訟を起した場合、外国の技術譲渡側に対する負担は軽減できるかという問題です。私達は管理条例と契約法の関連規定の調和を考えておりまして、中外の技術が上手く融合できるように考えております。長年の実践に基づいた感想というのは、二歩前進し一歩後退したという感じです。もちろんこれも自然なことでありまして、良い事というのは中国の関連する行政部門、メディア、中国国有企業などと良い関係が出来まして、今後もこの良い関係を利用して引き続き仕事を推進していきたいと考えています。以上、私の講演は終わります。

続きましては、事前にこの参加申込書に書面で次のような質問が来ています。「税関との意見交換を通じまして、税関側から度々権利者からの情報提供のニーズを要求されます。しかし、提供した保護登録情報に対して職員の作業負担が増し、人的リソースが十分にある状況とは言いにくい税関にとって、このような情報が提供されることは、本当に税関の権利侵害品の発見に役立つのですか？」という質問です。この回答としては、絶対に有益だと思いです。なぜかと言うと、やはり沢山の情報を提供すると、税関の担当者も企業に対する注目力が増えてきますので、いざという時に、すぐにこれが本物かどうか判断し摘発のルートに入ると思います。実際に我々も数多くのケースがこのような情報のルートで摘発されました。

皆様、もしご質問があれば挙手をお願いいたします。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

今、張先生から欧米企業の関心点をお話していただきました。見ると我々日本企業の関心点とほとんど変わらないな、という思いもあったと思います。また政府部門とかなり深く連携がございますので、その内部情報などもお話していただきました。ご

質問があれば、ぜひこの場でお受けしたいと思います。会場の皆様いかがでしょうか。

○中国外商投資企業協会 張氏

もし今の場で質問が無くても、個人的に意見交換しても大丈夫なので、ぜひ交流をお待ちしております。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

この後休憩時間がございますし、張先生もまだいらっしゃるということなので、ぜひ交流していただければと思います。最後に拍手を持って張先生にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○中国外商投資企業協会 張氏

補足で少しご紹介したいのですが、今週の月曜日に私は北京で外商投資協会の会議に出席しました。商務部の陳徳銘部長に報告しました。今の日本企業は政治環境の影響を受けて、知的財産権が侵害された場合に、一部の地方においてはあまり受け付けてもらえないということを反映しました。私からは効率・友好的な執行というのは、中国の消費者の安全を保護することと同じだという話をしました。ご清聴ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

張先生、ありがとうございました。では 15 分間休憩をとりたいと思います。次の会合ですが 5 時からとなります。よろしく願いいたします。

[講演②]

[テーマ]「中国における企業の営業秘密保護対策について」

[講師] IP FORWARD グループ総代表 日本国弁護士 分部悠介氏

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

それでは講演の後半、中国における企業の営業秘密保護対策につきまして、IP FORWARD グループ総代表の日本国弁護士の分部先生よりお話いただきます。よろしく願いいたします。

○IP FORWARD 分部氏

皆さん、こんにちは。只今ご紹介にあずかりました IP FORWARD の代表を務めさせていただいております分部と申します。本日は、中国における企業の営業秘密保護対策についてということで、1 時間ほどご紹介させていただきます。

我々は中国という新興国における知財保護に特化した弁護士事務所、弁理士事務所、調査会社から成る知財のコンサルグループということで、中国の模倣対策のご相談が非常に多いのですが、最近この営業秘密の保護について、営業秘密を侵害されてしまったという相談なんかも増えてきております。営業秘密の場合には、特許や商標に比べて、きちっと登録された権利というわけではないので、どこまでが営業秘密の保護に入るのかとか、どうすれば保護されるのかとか、なかなか不明確なこともあったりして、企業さんのほうでもなかなか悩まれることが多かろうと思います。

今回のこの講演では営業秘密に関する基本的な知識ですとか、実際に裁判でどういうふうな形で争われるかですとか、最後に企業さんのほうでそういうことを踏まえてどのような対応策をとれば良いのかということをご紹介させていただきます。

始めに中国における営業秘密の特徴をざっくりと3点ほど書かせていただいております。日本でもこの営業秘密保護というのは、中国と法律の制度が大きく変わるというわけではありません。日本でもどこまで保護すれば良いのかとか、どうやれば良いのかよく分からないというような話がある訳ですけれども、日本と比べた中国における営業秘密という点で、特徴を感じるところを書かせていただいております。

まず一つは保護意識が甘いという点です。中国はこうやってIPGというのがあって、今、張様からも模倣対策の話について色々ありました。このように模倣品が非常にあふれている世の中です。ここで知財に関係している方というのは非常に例外的、一部の方であって、大多数の人は知財がよく分からない、営業秘密って一体なんだろうという世界です。実際、色んな大胆な営業秘密の侵害事件というのは起こってしまっていて、よく企業の裁判例を見ていると、よくここまで簡単に企業の営業秘密をポンポン外に出すなという事件もあつたりします。やはり保護意識の基本的な甘さは、日本と大きく違う点でございます。

次に大胆な侵害というところで、侵害が起こる時には、ここまでやるかというような大胆な侵害事件・秘密の盗用が起こったりすることもあります。ちょうど先々週に、新聞でロンドンの著名な建築家が北京に望京 SOHO という非常に特徴的なビルを建築中ということで、その設計図データがどこかに流出してしまったみたいで、今重慶でそのビルとそっくりなビルが出来ようとしているということが報道で出ました。一発見ればすぐ分かるようなものでもドーンと作って、「俺は自分で考えたものだ」ということを平気で言われてしまうということがあります。

今我々が相談を受けているものでも、実際にある製造工場で丸秘のノウハウがあったと、それを本当に特定の中国従業員にだけ教えていたと、そしたらすぐに目と鼻の先にその丸秘の製造工程を搭載した工場を作ってしまうと、そこでいきなり営業を始めたという、あまり日本では考えられないようなことですが、このような大胆な侵害も、この保護意識が甘いために起こるということになってきます。

最後に、ここは中国だけに限ったことではないですが、事後救済が困難であるということ。秘密が一度漏れてしまったら、それに基づいてプラントを作ってしまうと、そこでどんどんものを売ってしまったりすると、事後的に損害賠償請求だとかをし得るわけですがけれども、やはり完全な救済というのは困難であります。その上に、中国においてはより営業秘密・保護秘密を管理される側は強くもって、流出しないような体制を作っていくということが重要になるのかなと感じております。

まず営業秘密に関する基礎知識ということで始めにご説明いたします。そして営業秘密の定義でございます。営業秘密というと、なんとなく皆様は業務に関する秘密という程度でご認識されているかもしれませんが、大概それと変わりは無いですが、きちんと法律で定義されています。中国には不正競争防止法という法律がございます、三つの要件が必要とされています。一つが「公衆に知られていない」ということ。そして「価値があって実用できる情報であること」。そして最後、これが実は一番必要なのですが「秘密保持措置という措置を取っていること」が要件になります。これが不正競争法の10条に掲載されています。

公衆に知られていないとはどういう事かということ、普通の言葉のとおりではありますが、公衆が知っていないことで、同じ分野の関係者に普遍に知られ容易に取得でき

るものではないこと、ということが言われています。秘密性が認められない場合、どういふ場合に秘密性が否定されるかという、これについても中国では司法解釈という最高裁判所が中国の法律の解釈をして、通達みたいな形で出すものがこの司法解釈といわれるもので、これは実務の参考になるんですけれども、不正競争防止法の司法解釈第9条というところで、こういう場合には秘密性が認められませんということで明記されております。一般常識、業界の慣用である情報、製品構造・材料等の簡単な組合せ、製品観察で容易に獲得することができる情報、すでに公開され一般的に知りうる情報、対価を支払う必要の無く容易に得られる情報など、こういうような情報については秘密性が否定されるということになります。

営業秘密については法律上に書いてあるんですけれども、技術情報と経営情報という二つの情報に分かれます。技術情報というのは、技術に関する情報、経営情報というのは経営に関する情報ということです。技術情報というのは経験、技能から生み出され実際に工業に適用されるデータ、技術知識である。調合方法、製造プロセス、未出願特許の設計、技術秘訣等も含むということで、これが技術情報になります。ただメーカーの知財の特許関係を扱われている方は、出願をしないで社内でノウハウを保管しておく、ブラックボックスにしておくということは技術情報にあたるということになります。

もう一つが経営情報です。経営に関する重要な事実ということになるんですけれども、多くの場合、この経営情報を巡ってよく争われるのが顧客リストです。会社のお客さんのリストを奪い取って、それで自分で他の会社に行ったり独立したりして、そのお客さんにどんどん連絡して商売そのものに乗っ取るということが非常に多いんですけれども、この顧客リストを始めとした経営に関する情報が経営情報にあたります。

細かく裁判で争われた技術情報、経営情報の事例を多少類型化してまとめております。技術情報につきましては、製品そのものの情報で、それで秘密管理している情報ですとか、あとは化学メーカーさん、薬品メーカーさん、食品メーカーさんでは調合の方法といったことが問題になるだろうと思われそうですが、調合の方法とか成分含有量の比率などです。コカ・コーラの飲料の調合方法はこの営業秘密の一つとして有名なものでございますけれども、これも典型的な技術情報にあたります。その他製造のプロセスに関するものですか、機械設備の改良方法、こういったものも技術情報に該当し得ます。

次に経営情報です。経営に関する諸々の情報というところで、圧倒的に多いのが顧客情報です。この顧客情報に関しては、圧倒的に多いので、先ほどの不正競争防止法の司法解釈でも、顧客情報とは一体なんだと、広く言えばお客さんに関する情報ですが、ではどこまでが営業秘密になり得る顧客情報なのかと、この辺は司法解釈の方で細かく定義されておりますので、関心のある方はそちらの方をご確認ください。その他、事業戦略ですとか、財務の情報などもあります。財務の情報は上場企業などでもそもそも開示義務を負っているような財務の情報は当然除かれますが、そうではないような財務の情報です。あと訴訟の状況も営業秘密・経営情報の例としてよくあげられます。訴えられて裁判をやるということだったら公開されている情報ですけれども、相手を訴える準備をしているとかいうことになりますと、非常に株価に影響したりだとかで影響も大きくなるので、こういったものは営業秘密の経営情報足り得るということにされています。

技術情報については、技術に関する情報という広範なものになるんですけれども、

大体皆様の関心、メーカーの知財担当の皆さん技術情報を取られる時には、特許にするか営業秘密でノウハウとして社内に置いておくかという形で特許との比較で考える方が多いと思われます。なので特許との相違点ということでまとめております。

左が営業秘密、右が特許になりますけれども、まず一番上の四角のところ。公開か非公開かというところ。これが一番重要で、あたりまえのことです。営業秘密は社内ブラックボックスにして非公開、特許は出願して公開しているということで公開です。

次に保護の対象に関してです。技術のアイデアなのか、それともアイデアを生み出すまでのデータも含まれるのかという点で違いがあります。特許については技術思想を保護するという点でアイデアが保護対象となっていて、単なる事実過ぎないデータについては対象とはならないということです。営業秘密の場合にはデータというものは先ほどの秘密性、実用性、秘密保措置というものがとられて、この要件が満たされればデータも保護対象となり得るということになります。

期間の制限です。特許については一定の期間、独占排他権を与えるということで期間制限がありますけれども、営業秘密は無い。他方で管理方法に制約があるかという点でございますが、特許については取得してしまえば権利として強い権利が持てるわけですが、営業秘密の場合には適切な管理措置を取らない限り、営業秘密として法律の保護を受けられないと、これは冒頭に申し上げました秘密保護措置のことです。あとで詳しく紹介いたしますが、企業として営業秘密という法的保護を受けたいのであれば、それ相応にきちっと管理しなさいということで、これも実は法律に規定されているんですが、こういう適切な管理措置をとる必要があるという点が特許と違って負担になる点です。

秘密保護措置というものでございまして、結局この措置が取られない限り、少なくともどんなに価値が高い情報で、外から見たら営業秘密だよね、というような感覚がある情報であるとしても法律上、営業秘密として不正競争防止法違反を主張できる情報とはならないという点はよくご注意ください。具体的にどのような措置を取ればよいかという点につきましては、後半で詳細に紹介します。

法律上保護された営業秘密を侵害される、営業秘密を取られてしまった、設計図を取られて工場を作られたという話のように、どのような行為が営業秘密の侵害行為に当たるのかという点も、法律上、明確に規定されております。不正な方法で他人の営業秘密を取得、漏洩、使用することと、秘密を悪い方法で取り出して、それを漏らして自分で使ってしまうなどということは、法律上、定義されています。

法律上、四つの類型が規定されております。一つは不正な手法で取得することです。盗む、買収、脅迫などの悪いやり方で秘密を取るということです。非常に分かりやすいところだと思います。次に不正に漏洩、使用することです。取った情報を基に、これをまた第三者に流したり、取った情報を基に自分で使ったりということです。これも侵害行為の類型として規定されております。三番目の類型です。約定に違反して漏洩・使用することです。営業秘密を保護するときちゃんと約束したんだけど、これを破って使用したり、漏らしたりすることも侵害行為の一つになります。最後は、第三者が悪意に獲得又は使用することです。始めの三つは営業秘密を持っている人がいて、これを盗る人という2者の関係ですけれども、更に第三者がその事実を知らずから獲得したり使用するという場合には、この第三者も侵害者ということになってきます。なので営業秘密を持っている人はこれを盗られてしまったと、そして盗られて第三者が知らずにこれを保有していると、例えばこういうような事実関係を把握した時

に、営業秘密を持っている人から「それうちの営業秘密ですよ」というような通知があって、それが事実だった場合には、通知を受けた段階から知っているということになります。

ここで悪意というのは法律用語で、「悪い」という意味ではなくて「知っている」という意味です。知って獲得するということになります。

例外もあります。こういう場合には営業秘密侵害に当たりませんというようなことも法律上、規定されております。この場合というのが、自社研究開発です。自社で研究開発して、営業秘密を取得した場合、またリバースエンジニアリングをして営業秘密を取得した場合です。自社研究開発というのは、言うまでも無く自分で偶然同じ情報に行き当たったということですが、これは当然不正な手段で取得したものではありませんということでは侵害に当たりません。またリバースエンジニアリングですが、この法律上の定義としては、公開市場から入手した製品に対して技術手段を用いて分解、測量して分析を行い当該製品に関する技術情報を獲得することです。ライバルメーカーが売っている製品を皆さんが買って、それを一生懸命分解して、これはどのような技術プロセスで作られているのかということとを分析して作られ方の技術情報を取得するということです。これで取得できた場合には営業秘密侵害には当たらないと規定されています。

最後、侵害があった場合の救済手段です。ここは日本と違う点です。日本の場合は民事手段、裁判所に行って差し止めたり、損害賠償請求をするという手段と、警察の人が逮捕して検察に事件を送致して刑事裁判を下すという二つのルートです。中国の場合は、知的財産侵害に限らず、行政罰と刑事罰という二つの制度があります。ざっくり言うなら重たい方向が刑事罰、侵害の程度が軽ければ行政罰というようなことで、その分、行政罰のほうが軽くなるというところではありますけれども、そういう意味では三つの救済手段があります。

営業秘密の場合は民事の手段での解決が一番現実的で、効果的というふうに言えるのかと思います。損害賠償差し止めということで、他の知財や日本の法律とも同じなのですが、この二つを請求することができます。行政罰につきましては、模倣対策でもおなじみの工商行政管理局と、実は工商行政管理局が不正競争防止法の執行権限を持っておりますので、このような営業秘密侵害があった場合も行政処罰を科すことができます。1万元から20万元の罰金というところですが、行政罰については、なかなか執行がされません。我々も模倣品の摘発をやる際には工商局にお願いをしてやるわけなんですが、営業秘密侵害があったものについても、工商局にお願いするというのをよくトライしているのですが、なかなか「うちはやったことありません」とか「どうやったら良いのか分からないのでおしえてください」ということがあつたりします。2、3年くらい前から営業秘密侵害の行政保護を強化しようという流れがあつたりして、特別活動、営業秘密侵害取締りキャンペーンとかが結構あつたりします。しかし実際の実績はまだまだ少ないです。中国の中でも知財侵害の行政保護を強めるべきだ、弱めるべきだという二つの意見があるので、今後どちらに行くか分からないところがありますが、比較的、工商局の方は営業秘密侵害事件が多くなってきているので、これをやっていかなければいけないという認識はどんどん増えているような実感があります。ただ現状ではなかなか使いづらいということですが。

重たいものについては刑事罰ということで、三年以上の懲役ですとか、特に重たければ三年以上七年以下の懲役ということで、規定されております。では重たいものは何ですかということですが。これは中国の刑法と司法解釈に規定されております。平

たく言いますと、与えた損害が50万円の損害であれば重たい、250万円以上の損害であればとても重たいという規定です。何が損害かということでは、結果的に刑事の立証というのも非常に難しいです。先ほどQBPCの張様の説明でもありましたけれど、模倣品の商標権侵害の場合でも5万円は何をもって5万円かというのはずっと議論されていますけれども、営業秘密の場合についても同じです。営業秘密侵害でも何をもって50万円か、どこをどう基準にすれば良いのかということです。結果的になかなか刑事も使いにくいという状況になっています。

次が実際の裁判例を分析します。これは中国における最近の訴訟件数の推移を、我々の方でまとめたものです。中国は情報管理が厳しいので、日本であればこういう情報は知財関連のホームページを見れば大体掲載されているんですけども、中国の方は情報がきちっとまとまっていないので、我々であつめて自分で作ったものなので、これが本当に正しいのかというのは間違いがあるかもしれないという点はご了承ください。ただ対応も増えていっています。どんどん知財訴訟は増えています。民事事件がどんどん増えています。右側のグラフが知財訴訟の中の類型になります。専利の訴訟、商標、著作権、技術契約、不正競争、その他ということで、著作権の侵害訴訟が一番多いです。著作権は絵を描いたら発生してしまうので、これは俺の絵だということで中国人の個人同士での訴訟も多かったですけれども、著作権が一番多いです。営業秘密は一体どこなんだという話ですけども、この中ではやはり少ないです。要は技術契約と不正競争という二つの一部が営業秘密の侵害訴訟に当たるといことになります。他が多いので少なく見えるのですが、年々増えております。

更に色々分析したところ、このような類型にまとめました。まず一番多いのが従業員漏洩型の営業秘密漏洩侵害訴訟です。内部の皆様と会社の従業員が秘密を持って退職して、自分で他の会社を立ち上げるだとか、競合会社に転職してそれを使うだとか、このパターンが非常に多いです。次に多いのが取引紛争型です。外部の業者に例えばシステムの製造開発委託をして、こちらの渡した技術情報をそのまま使われてしまったですとか、あと例えば合弁会社を作って、ここで技術情報を出したあと、色々あって合弁を解消した時にそのまま合弁先に技術情報を持っていかれてしまったというような紛争が、この取引紛争型です。あと企業の買収型というもので、企業を買収して、そこで営業秘密を持っている人たちを全部引き抜いたりするだとか、あときわめて例外的ですが産業スパイ型ですとかがあります。これはよく報道で出たりしていますけれども、中国人の技術者が日本やアメリカの企業のを盗って後ろに政府がいるんじゃないかと言われてたりするようなパターンです。このような類型がございます。

従業員漏洩型が特に多いのですが、厳密に言いますと、このような三つのパターンがあります。一つは在職しながら競合会社に秘密を漏洩していくというパターン。もう一つが秘密を持って競合会社に転職するというパターン。三つ目が競合会社を自ら設立するというパターンです。これが多いです。

すみません、本当はこういう円グラフがありまして、我々の直近二年間で営業秘密の裁判例で、非常に著名・先例価値があると思われるものをまとめました。それで、本当はこの空欄のところに、講演が終わった後この類型を私のパソコンに表示させます。

パーセンテージを書いておりまして、先ほど言いましたとおり、従業員が他に転職をしたというパターンが100件中25件ありました。退職後に前の企業を転職するというパターンが22件、競合会社を自分で設立するというパターンが34件です。従業員漏洩型で全体ももう8割くらいを占めているというような状況です。残りの1割く

らいは取引紛争型といわれるもので、その他諸々ということで圧倒的に従業員漏洩型の訴訟が多いです。

そして裁判例の中身です。まず権利侵害の客体です。この経営情報の侵害が争われるものと技術情報が争われるものは、大体半々くらいです。実は100件の判例の中で、原告の請求が認容された勝訴したものも大体半々くらいのデータです。そして勝ったものの中で、損害賠償がどれくらい認められたかというデータが右側のグラフです。多くは一万元から十万元以下というようなところになります。たまに十万から二十万というのがあります。損害賠償の額は他の侵害訴訟と同じようにそれほど高くないというのが現状です。この分析というところでございますけれども、我々が100件を分析したところでは、技術情報侵害、経営情報侵害は両方ともよく問題になります。そして従業員漏洩型が多いです。また民事訴訟による解決は実効的と書きました。これは行政や刑事と比べてというところになります。行政や刑事も結局、コネクションがあったりだとか、地方によって一生懸命にやってくれたりだとか、どうしても不安定になるんですけれども、民事訴訟の場合は証拠の評価の実務なんか司法解釈である程度きちっと書かれていて、だんだんと先進地域で訴訟をやれば判断も安定してきているということで、民事訴訟の方が実効的だろうということを書いていきます。

五つ紹介します。まずは従業員漏洩型の訴訟です。古いんですけれども、2001年最高人民法院まで争われたものです。ローラーチェーンに関する技術情報です。これを持ち出して競合会社に転職したということで、提訴されたという事案です。これは営業秘密侵害を主張した安徽省の会社、これが負けてしまいました。負けた理由として、実際に鑑定をして鑑定結果で、結局競合会社であるこのCの会社が作ったローラーチェーンがこの転職したBが盗み出したと言われている金型作成図面から作成したものではないですよというような鑑定結果が出たということです。非常に特許訴訟と似たような感じになってきます。ものの製造方法に関する発明特許の侵害と似ていると思いますが、結局出来上がって出てきた製品を見て、これがAの技術を使ったものなのかどうなのかというのは、非常に専門的な判断になるので、こういうものは特許訴訟と同じように司法鑑定に鑑定権をとられてその鑑定結果で決まってくるということです。

二つ目も従業員漏洩型のものです。2010年の上海の高級人民法院の判決です。これも経営情報、顧客リストを持ち出したということです。そして前の会社の副総経理だった人が自分で会社を作って顧客リストをそのまま持ち出して、それでどんどん営業していったというもので、営業秘密侵害に訴えられたということです。それも原告が負けてしまいました。この理由は散々先ほど申し上げました秘密保護措置が、この顧客リストについて十分にとられていなかったというふうに認定された判決です。この判決は、結構どういものが秘密保護措置なのかと、司法解釈でも書かれているんですが、裁判例でもきちっと書いてくれて、参考になるものとして取り上げています。ポイントというところで書いておりますけれども、情報を掌握している関係者の限定、情報にアクセスできる人を限定しなくてはいけない、あと丸秘マークをつけなくてはならない、そして保管庫に鍵をつけましょう、秘密保持契約を結びましょうということです。こういったことをやっていないから、これは営業秘密ではないですということで、負けてしまった事例です。

これは取引紛争型で、ペプシコーラの裁判例になります。コーラの製法に関するものが営業秘密だということを上げましたけれども、ペプシコーラが中国の天府コーラというところと合弁会社を作っていたと、そしてその合弁の相手先・合弁のパ

トナーがもうこのビジネスから降りますということで、この持分をペプシコーラが全部もらったと、そしてペプシコーラと合弁会社、特に合弁会社のほうが引き続き中国天府コーラの営業秘密を使って飲料を作り続けていたと、それで中国の会社から「なんでこの営業秘密を使っているんだ」ということで訴えられてしまったという事案です。判決としましては、中国天府コーラ会社に対して、新しく作られた会社、営業秘密の資料がまだ残っていたので、これを返してくれということをもとめたのですが、それが認められて、今後は使ってはいけませんという請求が認められたということになります。ただ損害賠償は無しです。実際返還する前までの使用行為というのは違法ではないという認定がされて、損害賠償は認められなかったという事案でした。これは結局、中国天府コーラがペプシに対して「もう止めます」と、持分をペプシに全部お譲りしますと譲ったときに、ちゃんと合弁会社の事業、合弁会社に対して与えていた営業秘密を、「自分は抜けるから返してください。そして今後使ってはいけませんよ。」という合意がきちんとなされていなかったという点が原因となった紛争です。

なので、皆様、合弁をする時に仲良し仲良しになって、どんどん営業秘密を渡してしまうという実態があると思います。ただ実際に分かれることも考えながら、そしていざ分かれる時に今まで与えた営業秘密はどうするんだということを、きちんと合意しておくことが重要になるという示唆が得られる判例だと思います。

四番目の判例です。これは行政摘発が成功して、行政摘発と民事訴訟が上手く連携できた判例です。2010年3月の杭州の判例です。例によって、また従業員漏洩型で、顧客情報を持ち出し競合会社に行きましたという話です。持ち出された方が、工商局に対して摘発の申し立てをしました。工商局の方が摘発をしてくれて、実際に転職した先の会社から、顧客の名簿等を奪うことができたということです。それを見て、元の会社の方が全部一緒じゃないかということで、民事訴訟を提起して、侵害が認められたということです。行政と民事の連携が非常に綺麗にいった事例です。これが一番理想形です。なかなか営業秘密は侵害の証拠というのを集めるのが難しいです。結局、原告側に立証責任があるので、少なくとも向こうはどういう経営情報、技術情報を持っているのかということ把握しなければいけません。把握する際には、我々のような調査をやる業者に依頼をして、そこ経由で把握するとか、結局そうやってきます。我々もなかなか営業秘密の情報というのは、偽物の製造・販売に比べると難しい。そして顧客情報は相手の企業のパソコンの中に入っていたりするので、我々の調査員が行ってパソコンを立ち上げて取得できるかといったら、それは難しいです。なので、行政摘発で工商部の人が行ってパソコンも何もかも取ってくると、こうやってくると非常に助かる訳です。これは非常に上手くいった事例ということで紹介しております。

これの刑事摘発版です。ここまで行くと、とっても良いです。従業員漏洩型です。これは非常に高価な鋳造機器の設計図を盗み出し、しかも鋳造機器を製造されてしまって他社に販売されてしまったという事案です。これは見てのとおり、販売契約は1億人民元くらいの高額なものでしたので、公安もスムーズに動いて逮捕したということです。刑事の手続きの中で、悪いやつに対して民事訴訟を起こすという制度が中国にあります。これが付帯民事請求という制度なんですけれども、これも付帯民事請求で賠償を求め、非常に高額な2千萬元くらいの賠償が認められたという事案です。

以上、色んな裁判例を見てきました。皆様が侵害された時に、色んな証拠を集めなくてはいけません。どのような証拠がキーとなったかをまとめております。まずは営業秘密性です。営業秘密性の証拠というのは、秘密保護措置を皆さんが取っていると

いう点が重要であって、これは皆さんが日頃から用意するところになります。

難しいのは営業秘密侵害行為のところですが、技術情報であれば、相手が自分の技術情報のある種、不正に取得してそれを使用してもものをつくったりしていると、ここは先ほど申し上げたように、特許訴訟と似たような感じになります。自分のところの特許を使って色々なものを作ったりしているんじゃないかと、この侵害の立証というのがなかなか難しいです。全くこれと同じパターンになってきます。相手の生産に関する情報をもって、その分析をして、そこで類似性が高いかどうかで処分が決まってくるということです。

損害に関しては、多くの場合この三つのパターンで認定されます。一つ目は侵害企業の利益です。なので侵害企業の売上を認定して、そして推定利益率を出して、これが損害として認められるパターンです。先ほどの刑事の案件はこのパターンに当たります。二つ目のパターンは、皆さんの技術情報・ノウハウのライセンス料をベースに相手の販売数量をかけて損害額を出すパターンです。最後は法定賠償のパターンです。この三つのパターンが多かったです。

事例紹介で少し切り口を変え、最近出てきている新しい手口として皆さんもご注意された方がよいものということで紹介いたします。資料共有サイトというものです。日本ではなかなか考えられないのですが、中国では資料共有サイトというサイトがどんどん増えてきています。これを使ったりしたことある人はいますか？全然いらっしやらないですね。結構、今メジャーになってきていまして、社内の機密情報とかファイルをサイトにアップロードして誰もがどんどんダウンロードできるというようなサイトです。URLを書いておりますので見てみてください。この中で一番大きい百度文庫という百度が提供している資料共有サービスです。ここで非常に営業秘密侵害が起こっております。これが百度文庫の画像です。こうやって色々教育関係の資料とか、パワーポイントの専門資料、分野別の業界専門資料、雛形資料など色々な種類があります。そしてこの中でも分野別の業界資料というところが非常に危ないです。色々な分野があります。技術分野があり、詳細な区分があります。そしてクリックすると、どこから出てきたデータか分からないようなデータがパワーポイントで上がってしまっています。これは某アメリカ建設機械企業の内部の訓練資料です。発電機の構造についての教科書資料みたいなものがアップされていまして、これが誰でも自由にダウンロードできることになっています。そしてこれをダウンロードするにはポイントが必要で、5ポイント必要であるということです。このアップロードする人のインセンティブというのは、アップロードをどんどんしていけば、自分のポイントもどんどん溜まっていきます。そして他の人の秘密資料をどんどんダウンロードできるという構造でまわっています。関連の文書などもご丁寧に表示されたりしています。

この百度文庫、皆様帰られたらぜひ検索してみてください。検索してみると本当に検索しなければ良かったというような感想があったりします。実際に百度文庫、ある日本企業さんの機密がありますので黒塗りにしていますが、検索したら沢山出てきて、特に赤丸のところはある電力に関する技術なんですけれども、電力会社の納入する技術の製品の最新技術紹介という危なそうな資料がヒットして、これをクリックすると社内の情報で、赤丸をつけたところは「～株式会社ビジネスコンフィデンシャル」ということで出ています。これは我々も対応させていただいて、結局社内の超丸秘資料がいつのまにか出ていたというようなことでした。このような感じで本当に最新の技術資料が出ていたということです。

なので今我々もこのようなご相談が増えていまして、調べてみたら実際に従業員が

漏洩してしまっていたということで白状したとか、こういうことが残念ながら起こっています。ぜひ皆さん検索してみてください。

最後に企業の対応措置というところがございます。マニュアルという感じで作らせて頂いておりますので、皆さん読めば分かると思いますので、簡単にご説明いたします。営業秘密を保護するための社内のステップです。まずは自社の強みを把握して、営業秘密の保護対象となる情報というのを把握して、それに対して秘密保護措置をとっていくということです。これが言っていた秘密保護措置の法律条文です。不正競争防止法司法解釈の第 11 条、情報アクセス可能な範囲の関係者のみに限定しましょうということです。情報の媒体に対して施錠したり機密保護、丸秘のマークをつけたり、暗証番号を入れたり、秘密保持契約を結ぶ、重要な場所には外の人はいれないようにする、その他秘密を守るために必要な措置を取る、というようなことが法律に書かれています。

実際にやるときに、社内でやりましょうという時に分かりやすいようにマニュアルを作ってみました。こういう四つのマトリクスがあって、要するに媒体・物に対する措置と人に対する措置、それと会社外部の措置と内部の措置という四つのマトリクスに分けて考えると整理しやすいと思います。

営業秘密というのは、会社内部の媒体の四角にあるところです。まずこのところに該当する資料は、きちんと秘密保持措置を取っておくということです。次にこれを脅かす人というのが会社の内部と外部にいます。特に内部の人が恐ろしいです。会社内部の人、従業員、幹部社員がこれを持ち出さないような措置を取る。そして持ち出した時に、やっつけられるような契約を結んでおくということが柱になります。

そして外部に持ち出さなくてはいけない、開発委託する時に外部に出す、訴訟をする上で開示しなくてはいけない、こういう時は非常に注意が必要です。なので外部に持ち出すルールを作っておくことが、次に大切になります。

最後に外の人となると、一番コミットメントが低い人たちになりますから、きちんと契約を結ぶとか、事前にその人たちにものを渡すのはものすごく厳重にするだとかいう対応を取るとかです。この四つのマトリクスに分けて管理されると良いと思います。まず内部の管理というところで、先ほどの秘密措置防止法の秘密保護措置を我々に具現化したものです。なかなか難しいのは全部厳密にやりすぎると今度は経営の機動性というのが失われて、要は面倒くさくなります。なので重要度に応じてやるですとか、あとは営業秘密主幹部門を作る、周辺機器のセキュリティを確保するといったことは、多分皆さんも会社で常にやられているところではないかと思います。こういうことをやることで、秘密保護措置がとられましたということになります。

オンラインチャットの使用禁止という、これも非常に中国の特徴です。皆様もよく感じていると思いますが、QQ、スカイプ、MSN など、非常に中国ではインターネットの普及期にオンラインチャットのソフトも一気に普及していったということで、従業員の方々、普通の QQ とか使ったりします。従業員だけではなくて、我々も当局とやり取りする時に QQ でやり取りしてくれとか言われたりするんですが、このオンラインチャットというのは瞬間的にパツとってしまいますので、そしてファイル等も送れたりします。メールであれば、メールサーバーを経由するので、情報が転送されたかどうかいう履歴を把握しやすいんですけども、オンラインチャットはその辺が追えません。なので中国の人たちは結構慣れているので難しいんですけども、少し留意して対応した方がよいと思います。

次に人の管理です。先ほどのコンピューターセキュリティというのは、ある種、も

の管理、秘密保護措置の一貫です。そういったものに対して、従業員達がアクセスをしていくと、そして漏らさないようにしていくという体制を作る必要があります。まずは秘密管理のマニュアルですとか、社内での秘密保持規則ですとかを作って周知させて、従業員のマインドを上げていくということです。我々も会社の拠点で一般社員に講演をさせていただくことがあるんですが、やはり営業秘密ですとかがあまり分からないということです。いつも私は、こういう情報を漏らしたら捕まりますと、非常に分かりやすく言っています。分からない人にはこういう分かりやすさが必要なので、こういうものを持ち出してしまうと捕まりますよということです。本当はこの重要性を分かってくれば良いのですが、なかなか全部の従業員、知財の業務に携わっていないと分かりません。なのでこういう従業員の教育だとか、こういうものは一番重要なところになります。従業員との秘密保持契約、競業禁止義務契約、辞めたあとに競合会社に行くことを制限する契約です。あと根本的なことになりますが、要は辞めなければ良いので魅力的な職場環境作りという点も流出防止の点で非常に重要になってきます。

秘密保持契約、恐らく皆様、新しく従業員が入ってきたら結ぶと思います。労働契約法でも、こういったことを結びますと書いていますけれども、入社時に締結しましょう、懲罰規定も書いておきましょう、秘密情報の範囲もきちっと書いておきましょう、こういうところが重要です。

そして競業禁止義務契約というのは、全員結ぶというのではなくて、幹部社員について締結することができます。幹部社員は辞めてから二年を越えない範囲で、競合することをやってはいけませんとよ、ということができます。ただ経済補償金というお金を払わなくてははいけません。この経済補償金というのは各地で色んな条例があったりして、いくら払えば良いんだというのが問題になりますけれども、大体退職前の直近の年収の20~66%、三分の二くらいを基準とされていることが多かったです。

人材流出の防止ということで、良好な職場環境を作っていきたいと思います。流出時、特に退職する時に一番気をつけなくてははいけません。辞表を提出した場合には、早めに持ち場から離れさせるだとか、資料を全部引き継ぐだとかということもきちっとやる必要があります。

そして外部への情報の持ち出しです。ここはきちっと審査の体制をとっておくと、皆さんご経験があるかと思いますが、各事業部の方々はどうもビジネスが進んでいくということで、社内の資料でこんなものを出しているのということを、後から知ることが結構あつたりします。ビジネスはビジネスで動いているので、なかなか難しいですけれども、やはり知財部としてのポリシーというのは決められていて、審査体制というものを一つ作っておくことはおすすめします。こういうものが後で秘密保護措置をとったということで認定されることにも繋がってきます。外部の人とは秘密保持契約を結びましょう。あと外部との秘密保持契約というのは、非常に具体的にした方が良いです。ポイントを書いております。日本の秘密保持契約をそのまま中国に持ってきますと、同じなんですけれども、日本よりこちらの方が典型的に侵害が起こる可能性は高いです。なので本当に侵害が起こったことを前提として、非常に具体的に、そして侵害があったら何が出来るのかということもきちっと出しておくことです。例えば検査権ですとか、さっき言った技術情報を使っているかどうかというのは分からない訳です。なので何か疑われた場合には、例えば立ち入り検査ができるだとかいうことを規定するのも一案だと思います。

その他、色んなパターンがあります。とにかく色んな契約で秘密保持条項を入れて

おいてください。さっき言ったように営業秘密侵害は約定の方だと非常に認定がされやすいんです。なので何でもかんでも残しておく、輸送契約ですとか、何でこんなので秘密保持条項を付けるんだという感じなんですけれども、実際これを我々アドバイスさせていただいて付けて、「本当に良かったです」という話になることも結構あったりします。輸送をお願いしたんだけど勝手に中身を見ちゃったとか、信じられないことが起こったりだとかします。あと貸し出し契約、例えば設備をレンタルしますと、その時に例えば向こうに「リバースエンジニアリングをしないように」とかいう条項を入れておくのも有効だったりします。皆さんのビジネスの中で使われる契約書の中で秘密保持条項を入れるということです。こういうことを、我々お勧めさせていただいておりますので、ご参考にしてみてください。

次は裁判です。営業秘密侵害訴訟とかやると証拠を開示しなくてはいけないのですが、裁判は公開されていますから、これがばれてしまいます。二次被害と言ったりしますが、これを防ぐということも重要です。これも裁判を非公開にするようにという請求が出来ますので、裁判する時には念頭において下さい。

最後によくご質問を受けるのが、営業秘密を自分が侵害していないかと、要は競合会社から自分の会社に転職してきましたと、この時何をすれば良いのかというご相談を受けることも増えてきています。それで多少、競合会社の知識というのを使ってもらいたいわけなんですけれども、やはり営業秘密侵害というふうに認められるようなことが、明らかに外から分かるようなことになると、自社が訴えられることになってしまいます。なので例えば、入ってくるときに、私は営業秘密を侵害していませんという誓約書を結ばせることが有効です。例えば、実際に開発で採用した時に、その技術者が全然脈絡のないところからすごい技術アイデアを出してきたとすると、以前のところのものを持ってきたのではないかという推察が働いたりだとかします。なのでそういう技術の出所みたいなのところも、皆さんが留意して見ておくとか、場合によっては技術が紛らわしいんだけど自社開発ですという場合には、その技術情報の製造のプロセスだとかを公証しておくとか、こういうのが防御策になったりします。

ご清聴ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。かなり具体的な事例を挙げていただきました。皆さんの現地法人の営業秘密管理のご参考になったのかなというふうに思います。お時間過ぎていますが、もし会場内でご質問があればお受けしたいと思います。皆様いかがでしょうか？

○質問者

貴重なご講演ありがとうございました。とても参考になりました。今、聞いていて日本における営業秘密の保護ということで、大体似ていると思うんですけれども一点違うのは、より具体的にやってはいけないことを規定しておくということをご教示いただきました。逆に契約書の中で具体的に書くことによって、具体的な事案からはずれた場合は、該当しないんじゃないかという懸念があります。その点、例えば広く書きながら一般条項もこうやってはいけないと書くのか、その辺の工夫があれば教えていただきたいです。

○IP FORWARD 分部氏

ご質問ありがとうございます。多分、具体的な行為類型というのは日本よりも多めに書いておくということです。かつ、それだけですと、そこから外れてしまったら駄目になってしまいますので、所謂キャッチ・オール条項、「その他これに類するような行為」とか「営業秘密を侵害する行為」とか、どうとでも取れる条項というのは必ず最後に置いておく方が良いです。実際契約書の書きぶりとしてはそういうことになると思います。

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

どうもありがとうございました。もう一度、皆様分部様に拍手を持ってお礼申し上げます。

以上をもちまして、IPG 全体会合を終了したいと思います。皆様、お配りしたアンケートにぜひご協力ください。また次の第三部の交流会は、同じフロアのエレベーターの向こう側の会場になっております。ぜひご参加いただける方はご参加ください。

また次回会合は、今年度最後の会合は3月21日を予定しております。また引き続き、よろしく願いいたします。皆様どうもありがとうございました。

以上